

様式第5号（第10条関係）

**パブリックコメント実施結果報告書**  
**【案件名：第4期つくば市教育振興基本計画（案）】**

令和8年（2026年）3月  
つくば市教育局教育総務課

## ■ 意見集計結果

令和7年(2025年)11月10日から12月10日までの間、第4期つくば市教育振興基本計画(案)について、意見募集を行った結果、27人(団体を含む。)から132件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

| 提出方法   | 人数(団体を含む。) |
|--------|------------|
| 直接持参   | 1人         |
| 郵便     |            |
| 電子メール  |            |
| ファクシミリ | 1人         |
| 電子申請   | 25人        |
| 合計     | 27人        |

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって について

| No. | 意見概要   | 意見数 | 市の考え方   |
|-----|--|-----|---|
| 1   | 本計画の位置付けについて、次の点を明確にしていきたい。<br>まず、本計画の下位に位置づけられる計画が存在しないのであれば、各施策は本計画のみを根拠として立案されることになるのか、その整理が必要である。また、本案には生涯学習に関する記載があるが、「つくば市生涯学習推進基本計画」との関係性が図示されておらず、包含関係や連携の仕組みが不明確である。さらに、「つくば市子ども子育てプラン」や「障害児基本計画」についても、量的見込みのみで直接関係がな | 1件  | 本計画の位置付けについては、本市の教育に関する施策の主な方向性を示す基本的な計画として位置付けています。各施策を具体的に実施するに当たっては、本計画を踏まえつつ、必要に応じて、いじめ防止基本方針や学校給食センター整備方針など、個別の計画や方針を策定し、取組を進めています。<br>生涯学習に関する計画との関係については、本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象としつつ、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民全体を対象としてい |

|   |  |    |  |
|---|--|----|--|
|   | <p>いとされるのか、それで十分なのか疑問が残る。</p> <p>したがって、各計画間の位置付けや関係性を、矢印や包含関係などを用いて具体的に示し、施策の根拠や連携の仕組みを明確化していただきたい。</p>  |    | <p>ます。</p> <p>一方、生涯学習推進基本計画は、全世代の市民を対象として、学校教育以外の学習活動や社会参加の機会の充実など、生涯学習に関する施策を体系化した計画です。両計画は対象や施策領域が一部重複するものの、それぞれ重点を置く分野が異なり、相互に整合性を図りながら当市の学校教育及び生涯学習施策を推進する関係にあります。</p> <p>各計画間の位置付けや関係性については、頂いた御意見を踏まえ、より分かりやすい図示の方法に修正します（P3）。</p> |
| 2 | <p>3頁 この「5. 計画の位置付け」の図は、それぞれの関係性が良く分からない。左上の国・県の枠において、県は「茨城県教育プラン」ではなく「茨城県教育大綱（県）」又は「いばらき教育プラン」ではないか。</p> <p>第4次つくば市生涯学習推進基本計画（案）の図の方が理解しやすいので、統一していただきたい。</p> | 1件 | <p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します（P3）。</p> <p>【修正前】<br/><u>茨城県教育プラン</u></p> <p>【修正後】<br/><u>いばらき教育プラン</u></p> <p>また、各計画の関係性がより分かりやすく伝わるよう、図の構成や表現についても見直しを行います。</p>   |
| 3 | <p>4頁 図の中の「前期計画」は「第3期つくば市教育振興基本計画」と具体的に書いた方がよい。</p>  | 1件 | <p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します（P4）。</p> <p>【修正前】<br/><u>前期計画</u></p> <p>【修正後】<br/><u>第3期つくば市教育振興基本計画</u></p>   |
| 4 | <p>第3期計画策定から5年を経て、教育をめぐる状況で最も大きく変化したのは「不登校」「ひとり親」「外国籍」といった、以前は</p>   | 1件 | <p>基本理念やインクルーシブ教育の位置付けについては、教育を取り巻く環境の変化や、多様な背景を持つ子どもたちへの配慮の重</p>  |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>一部の人にしか認識されていなかった課題が顕在化したことだと考える。これを踏まえると、基本理念は「だれにとっても安心していられる場（通える学校）」とすることがふさわしいのではないか。</p> <p>また、インクルーシブという用語の導入について委員から異論があったと伺っているが、これは単に障害者と共に学ぶという意味にとどまらず、つくば市が真に包摂・共生を理解し推進するためには不可欠な概念である。もし「インクルーシブ」という用語を入れないのであれば、少なくとも「すべての人にとって」という表現を盛り込む必要がある。現在の基本理念や基本目標では、自分が含まれているのか分からない子どもが多く存在するのではないかと懸念する。</p> <p>さらに、方針2の施策の一つとして「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障」が掲げられていますが、これは施策レベルにとどめるのではなく、より大きな目標として位置づけ、計画全体の理念を支える柱とすべきだと考える。</p> | <p>要性を踏まえながら、本計画全体を構成しています。</p> <p>インクルーシブという用語については、基本目標1・基本方針2・施策1において、「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障」として用いています。ここでいうインクルーシブ教育は、障害の有無に限らず、国籍、人種、言語、性差・性別、経済状況、宗教等の違いを含め、あらゆる背景を持つ子どもたちが、互いを認め合い、共に学び、育ち合う教育として捉えています。</p> <p>また、本計画では、基本方針2において「互いを認め合い、誰もが輝く学びの推進」を掲げており、この方針は、特定の施策に限定されるものではなく、計画全体を貫く重要な視点であると考えています。基本目標1から3に掲げる各施策は、この考え方を共通の基盤とし、相互に連携しながら取組を進めていくものとして整理しています。</p> |
| 5 | <p>1頁 本計画は「第4期つくば市教育振興基本計画」とされているが、第1期・第2期においてどのような施策が展開されてきたのかが分かりにくいので、これまでの計画からの継続部分と、転換点（変更点）がどこなのかを説明してほしい。</p>  | <p>1件</p> <p>本市では、令和2年3月に策定した「つくば市教育大綱」において、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標に掲げ、「教えから学びへ」「管理から自己決定へ」「認知能力偏重から非認知能力の再認識へ」の3つの柱を示しました。</p>   |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
|   | 2頁「4.市の動向」の最後の行に、【つくばで目指す考え方の”転換”として以下の3つの柱を掲げています。】とある。この3つは、第1期から第3期までとは、異なるのか。この辺りをもし可能であれば、説明していただきたい。  |    | 第3期つくば市教育振興基本計画は、この教育大綱の理念及び3つの柱を踏まえて策定し、従来の取組を継続しつつ、教育の転換を図ってきました。<br>第4期つくば市教育振興基本計画においても、第3期計画の理念や方向性を継承しながら、これまでの取組や社会状況の変化を踏まえ、引き続き教育大綱の3つの柱に基づき施策を推進していきます。   |
| 6 | 3頁<br>5計画の位置付けについて<br>つくば市教育大綱の「管理」から「自己決定へ」、「教え」から「学び」へを実践していくための教育振興基本計画にしなければならない。そうであるならば、計画の位置付けは国や県の計画が上位であるように図示するのはおかしい。横並び、並列で示すべき。学びの主体が子ども達であるという発想の転換が必要。 | 1件 | 計画の位置付けの図示については、教育基本法第17条において、国が教育振興基本計画を定め、地方公共団体はこれを参酌しつつ、地域の実情に応じた教育の振興に関する施策を策定・実施するものとされていることから、法制度上の関係性を踏まえて整理しています。<br>一方で、本市においては、つくば市教育大綱に掲げる理念のもと、学びの主体を子どもと捉え、国や県の計画を単に上位計画として追随するのではなく、本市の実情や子どもたちの姿を出発点として施策を構築していくことを重視しています。<br>そのため、本計画は、法令に基づく位置付けを踏まえつつも、国・県の計画を参照しながら、本市独自の教育の方向性を具体化するものとして策定しており、子ども一人ひとりを支える取組を計画全体で推進していきます。 |
| 7 | 2頁<br>2 国の動向 3 県の動向 4 市   | 1件 | 当該箇所において「国の動向」「県の動向」「市の動向」と区分して   |

|   |   |     |  |
|---|---|-----|--|
|   | <p>の動向</p> <p>上記と同様の理由により、主体が子どもであるならば、国の動向、県の動向、市の動向という文言でなく、例えば、「背景」というような文言に変更したほうがよい。</p> |     | <p>記載しているのは、教育施策を検討する上での制度的・社会的な前提条件を整理するためであり、国・県の下に市が位置付けられるといった上下関係を示す意図によるものではありません。</p> <p>教育施策は、国・県・市がそれぞれの役割と責任のもとで担っており、本市においても、国や県の計画を踏まえつつ、つくば市教育大綱に基づき、市の実情や子どもたちの姿を起点として主体的に施策を構築しています。</p> <p>そのため、本計画では、学びの主体を子どもと捉えた上で、その実現に関わる制度的背景として、国・県・市それぞれの動向を整理して示しているものであり、行政主体間の序列を表現するものではありません。</p> |
| 8 | <p>国の「教育 DX 推進」については気になる点がある。県の動向としては具体的にどのように示されているのか知りたい。</p>                               | 1 件 | <p>県の動向については、「いばらき教育プラン」において、政策 19 として「デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進」が位置付けられています。</p>  |

○ 第2章 つくばが目指す教育 について

| No. | 意見概要  | 意見数 | 市の考え方  |
|-----|---|-----|--|
| 1   | <p>5 頁 記載されている基本理念・基本目標については、テキストと図が全く同一の内容であり、情報量が増えていない。理念や目標はテキストで書き下すか、図かテキストのいずれか一方の記載に整理した方が分かりやすい。</p> | 1 件 | <p>御指摘を踏まえ、情報が重複している箇所を一部削除します (P 5)。</p>            |
| 2   | <p>本計画に掲げられている基本理念や目標は素晴らしいが、教員不足や休職者の増加といった現状</p>  | 1 件 | <p>第 3 期つくば市教育振興基本計画の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>を踏まえると、これらを学校現場で実行することが可能なのか疑問である。崇高な目標が「絵に描いた餅」とならないよう、前期(令和3～7年度)の計画を踏襲するのであれば、各施策が具体的にどのように実施されたのか、また見送られた施策があるのかなど、検証結果を明示してほしい。その上で、優先すべき計画と保留すべき計画を整理することが重要である。</p> | <p>法律に基づき、毎年度、施策の点検・評価を行っており、その結果については市ホームページで公表しています。これらの検証結果を踏まえながら、第4期計画を策定しています。</p> <p>また、教職員不足や退職者の増加といった学校現場を取り巻く課題については、教職員の働き方改革の推進やメンタルヘルスケアの充実などに引き続き取り組み、学校現場の負担軽減を図りながら、本計画に掲げる施策の着実な推進に努めていきます。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、施策の点検・評価を行い、その結果を市ホームページで公表していることを明記するため、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b></p> <p>P45</p> <p>さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び_____公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。</p> <p><b>【修正後】</b></p> <p>P45</p> <p>さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び<u>市ホームページ等</u>での公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととしま</p> |
|---|---|

|   |  |    |  |
|---|--|----|--|
|   |  |    | す。   |
| 3 | <p>「つくばが目指す教育」という表現について、「つくば」が「つくば市」を指すのであれば、「市」を明記することで主体を明確にすべきである。一方で、地名以外の理念やブランドを意味するのであれば、その意図を説明するべきである。</p>              | 1件 | <p>「つくばが目指す教育」という表現における「つくば」は、つくば市を計画の主体としつつ、地名としてのつくばに加え、これまで本市が培ってきた教育に関する理念や価値観、特色を含めた広い意味を持たせています。</p> <p>本計画は、つくば市教育大綱との整合性を確保しながら策定するものであり、同大綱においても「つくばの教育が目指すもの」や「つくばの教育の柱」といった表現を用いています。こうした上位計画との一貫性を保つため、本計画においても「つくばが目指す教育」という表現を用いています。</p>                |
| 4 | <p>基本理念<br/>「夢に向かってよりよい未来をひらく」の趣旨が理解できない。子どもの権利条約をよりどころに、より明確にしてほしい。<br/>子供は変えない。生きているだけで尊重される存在だとういことを子どもが実感できるようなものにしてほしい。</p> | 1件 | <p>基本理念「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」については、第3期つくば市教育振興基本計画の策定時に、子どもたち一人ひとりが自らの可能性を信じ、自分らしい幸せや生き方を思い描きながら、主体的に学び、考え、行動してほしいという願いを込めて掲げたものです。本計画においても、その考え方を継承し、引き続き各施策を推進していきます。</p> <p>子どもの権利条約については、基本目標1・基本方針2・施策1において、その精神にのっとり、子どもの意見表明や参加の機会を創出する取組を進めることを記述しています。</p> |
| 5 | <p>6頁に記載されている「基本理念」「基本目標」「基本方針」「施策」が最上段に並んでいるが、構成の</p>   | 1件 | <p>6頁の構成については、基本理念・基本目標・基本方針・施策の全体像を視覚的に示すことを目的</p>  |

|   |  |     |   |
|---|--|-----|---|
|   | <p>対応関係が分かりにくいので、各項目に「目標 1」「目標 2」、「方針 1」「方針 2」、「施策 1」「施策 2」などと番号を付けてほしい。</p> <p>また、基本目標は「一人ひとりの学び」から「学びの場」、「地域・つくばならでは」へと展開していく構成になっているが、基本目標 1 の中では「基本方針 1 : 学び」「基本方針 2 : 共生」「基本方針 3 : 心身の健康」と並んでおり、個から集団、そして再び個に戻る流れとなっていて、読んでいて混乱した。</p> <p>教育の本質は「知」「心と体」を育み、人格の完成を目指すことであり、その結果として「心身ともに健康な国民の育成」「多様な個性・能力の尊重」「社会の形成者としての資質」を得て、「共生社会への貢献」「多様性への寛容」につながると考える。したがって、基本方針の順序は「学び」→「心身の健康」→「共生」とする方が、より自然で理解しやすい構成になるのではないか。</p> |     | <p>としており、デザイン性や視認性を考慮し、表記を簡潔にしています。全ての項目に番号を付すと文字量が増え、かえって全体の把握がしづらくなるおそれがあることから、現行の表現としています。</p> <p>基本目標等の記載順については、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会において慎重な議論を重ねた上で整理しています。計画案の策定に当たっては、読み手にとって分かりやすく、子どもたちの成長や未来を後押しする明るい計画となるよう、未来志向の視点から現在の順序としています。</p> |
| 6 | <p>5 頁<br/>基本目標、基本方針の下に 1～4 の施策が書かれているが、それぞれの枠の中におさめる意図は何か。目標と方針、施策の整合性や優先順位の見直しをお願いしたい。</p>   | 1 件 | <p>本計画において、基本目標・基本方針の下に施策を枠の中で整理して記載しているのは、各施策がどの基本目標・基本方針の実現に向けた取組であるのか、その対応関係や位置付けを視覚的に分かりやすく示すためです。施策は個別に独立して存在するものではなく、基本目標および基本方針を具体化する手段として整理しており、「基本目標 → 基本方針 →</p>  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>施策」という構造を明確にする意図で構成しています。</p> <p>なお、基本目標や基本方針、施策の記載順は、取組の優先順位を示すものではありません。それぞれが相互に関連し合いながら、計画全体として一体的・総合的に推進していきます。</p> |
|--|--|--|--|

○ 第3章 施策の展開 基本目標1 について

| No. | 意見概要   | 意見数 | 市の考え方  |
|-----|--|-----|--|
| 1   | <p>10 頁</p> <p>「つくば 21 世紀型能力」の説明がなく、意味が不明瞭である。</p>   | 2 件 | <p>御指摘を踏まえ、以下の注釈を加筆します (P10)。</p> <p>【注釈追加】</p> <p><u>※つくば 21 世紀型能力：次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力として、「21 世紀型能力」を基盤として、つくば市の目指す資質・能力を整理・構築したもの。</u></p>                            |
| 2   | <p>11 頁に記載されている「イエナプラン教育」について、説明が不足していると感じるので、以下のような補足を加えていただきたい。</p> <p>「つくば市教育大綱の理念と類似する『自律と共生を学ぶことを目的とした』イエナプラン教育」</p>  | 1 件 | <p>御指摘を踏まえ、以下の注釈を加筆します (P11)。</p> <p>【注釈追加】</p> <p><u>※イエナプラン教育：ドイツで始まりオランダで発展した、子ども一人ひとりを尊重しながら「自律」と「共生」を学ぶことを目的とした教育理念。</u></p>  |
| 3   | <p>15 頁 基本方針 2 施策 1「施策の方向性」に記載されている以下の文章について意見を述べる。</p> <p>「子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別・性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。」</p> <p>私は、性差・性別による合理的な</p> | 1 件 | <p>当該列挙表現については、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会での議論の中で、「インクルーシブ教育」という言葉が、障害の有無に限定した意味合いとして受け取られやすいという指摘があったことを踏まえ、障害の有無に限らず、多様な背景をもつ全ての子どもが共に学び、育ち合う教育であることを明確にする意図から記載したものです。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>区別は教育現場において適切であると考え、個人の私的領域に踏み込む「性的指向」を教育振興基本計画などの公的文書に明記することには抵抗がある。「性的指向」は極めて私的で内心に属する情報で、内心の自由・人格的自律・プライバシーに関わる高度に個人的な情報である。公的文書に明記すると、「学校がどの程度、個人の性的指向に踏み込むべきか」が懸念され、学校が「個々人の指向を把握せねばならない」と誤認されるリスクも生じる。実際、国の教育基本法や茨城県の教育振興基本計画においても「性的指向」「性自認」は明記されていない。</p> <p>代替案として、以下のような表現が教育の中立性・普遍性・実務性を保つうえで適切ではないか。</p> <p>「子どもの権利の保障と福祉の視点を踏まえ、多様な背景をもつすべての子どもが互いを尊重しながら共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進します。」</p> | <p>「性的指向」を公的な計画文書に明記することについて、個人の内心に踏み込む印象を与えかねないとの御指摘があったことについては、重要な視点であると受け止めています。しかしながら、当該表現は、生物学的な性の違いに限定せず、社会的な性の在り方を含め、多様な背景をもつ子ども一人ひとりが尊重される教育を目指す趣旨で記載したものです。</p> <p>本計画における当該記載は、学校や行政が児童生徒の内心に踏み込むことを想定したのではなく、児童生徒や保護者から相談や申出があった場合に、教職員が正しい理解のもとで適切に対応できるよう、日頃から相談しやすい環境づくりを進めていくことを趣旨とするものです。</p> <p>また、文部科学省の『生徒指導提要（令和4年12月）』及び『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（平成28年4月）』においては、「性的指向」と「性自認」を区別した概念として整理した上で、学校における適切な対応の必要性を示しています。</p> <p>これらを踏まえ、本計画においても、生物学的な性に限定せず、社会的な性に関わる多様な背景を示す観点から、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b><br/>子どもの権利の保障や福祉の視</p> |
|--|---|

|   |  |  |
|---|--|--|
|   |  | <p>点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別_____・性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず</p> <p>【修正後】<br/>子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別・<u>性自認</u>・性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず</p>  |
| 4 | p. 16 の最後に、障害者のための…との文があるが、p. 38 以降にも生涯学習関連があり、p. 16 の文が取ってつけられたように思われる。 | <p>御指摘のとおり、16 頁に記載している生涯学習に関する記述については、計画全体の構成上、生涯学習分野として整理した方が分かりやすいため、基本目標 2・基本方針 7・施策 2「誰もが学べる生涯学習の推進」に内容を整理・集約する修正を行います。</p> <p>【修正前】<br/>P16<br/><u>また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。</u></p> <p>P37<br/>企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出_____など、多様な学習機会を提供します。</p> <p>【修正後】<br/>P16<br/><u>当該一文を削除</u></p> <p>P37<br/>企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出、<u>障害者のための生涯学習講座</u>など、多様な学習機会を提供します。</p> <p>1 件</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 5 | <p>計画案に示されている「民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入するなど」の「など」に入っているのかもしれないが、「民間の不登校児童生徒支援施設の運営者への補助事業」についても、計画に明記してほしい。</p>          | <p>頂いた御意見を踏まえ、以下のよう<br/>に修正します (P18)。<br/>【修正前】<br/>不登校児童生徒が安心して通える居場所 _____ を確保し、個に応じた様々な<u>きめ細かな支援</u>を行うため、専任職員を配置したハートフルSルームを市内全ての小中義務教育学校に設置するとともに、<u>民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで</u>、子どもたちの社会的自立に向けた<u>支援</u>の充実を図っていきます。<br/>【修正後】<br/>不登校児童生徒が安心して通える居場所や<u>多様な学習環境</u>を確保し、個に応じた様々な _____ <u>支援</u>を行うため、専任職員を配置したハートフルSルームを市内全ての小中義務教育学校に設置するとともに、<u>民間の不登校児童生徒支援事業者及び利用者への支援を行うなど</u> _____、子どもたちの社会的自立に向けた<u>取組</u>の充実を図っていきます。</p> |
| 6 | <p>幼児期の終わりまでに「育って欲しい姿」を明確に設定することには疑問がある。発達障害やグレーゾーンの子どもは、できることとまだできないことの差が大きく、画一的な到達目標を示すことは子どもに過度な負担を与える可能性がある。臨床発達心理士の藤</p> | <p>1 件</p> <p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼稚園教育要領に基づき示しているものですが、特定の姿への到達を一律に求めるものではなく、子どもの発達を見通す上での方向性を共有するための目安として位置付けています。</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>原里美氏が述べるように、子どもの発達には「教えれば伸びる部分」と「脳や体の準備が整うまで待つ必要がある部分」があり、芽吹く時期を迎えていない段階で無理に学習を強いることは子どもを苦しめることにつながる。したがって、大人の希望する姿を一方的に明示するのではなく、計画の理念が現場の先生に柔軟に伝わり、子ども一人ひとりの発達のタイミングを尊重できるようにすることが重要である。</p> | <p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>P13<br/>幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、<u>この姿を指針として</u></p> <hr/> <p><u>幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。</u></p> <p>【修正後】</p> <p>P13<br/>幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、<u>幼児期の育ちの方向を示すものとして共有します。その上で、子ども一人ひとりの発達を尊重しながら</u>幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。</p> |
| 7 | <p>13ページ「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」<br/>国で、こうしたものを定めていることを初めて知った。そして、その「育ってほしい姿」の要求レベ</p>   | <p>1件</p> <p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼稚園教育要領に基づき示しているものですが、これは一律の到達目標を強いるものではなく、子ども一人</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>ルの高さに驚いた。まじめな園ほどこれを意識した保育・教育になると思うので、かえって子供の能力や関心、幼少期に育むべき人間の土台づくりが後回しになった保育・教育になってしまうのではと気になった。</p> <p>国で定めていることなので、つくば市だけでこの教育要領を変えることができないことは分かるが、「育ってほしい姿」を意識しそれを達成することの方が目標になってしまわないよう、もっと子供の個々の育ちや気持ちに目を向けた、幼児期ならではの保育環境づくりに注力してほしい。</p> | <p>ひとりの発達の過程を尊重しながら、教育の方向性を共有するための目安となる姿として位置づけています。いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b></p> <p>P13<br/>     幼稚園教育要領で示されている「<u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</u>」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、<u>この姿を指針として</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。</u></p> <p><b>【修正後】</b></p> <p>P13<br/>     幼稚園教育要領で示されている「<u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</u>」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、<u>幼児期の育ちの方向を示すものとして共有します。その上で、子ども一人ひとりの発達を尊重しながら</u><u>幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。</u></p> |
|---|--|

|   |   |     |  |
|---|---|-----|--|
| 8 | <p>幼児教育から小学校教育への円滑な移行は非常に重要である。特に非認知能力を重視する幼稚園では、小学校との環境の差が大きく、子どもが慣れるまでに大きな負担を抱えることがある。そのため、移行を支援する「アプローチカリキュラム」については、期間を限定するのではなく、より早い段階から、子どもにとって楽しく自然に取り組める形で実施することが望ましい。不安の強い子どもにとっては、期間設定によって小学校を過度に意識させ、不安を増幅させる懸念がある。加えて、幼稚園ごとの裁量を尊重し、各園が子どもの特性や状況に応じて柔軟に取り組みを進められるようにすることが求められる。</p> | 1 件 | <p>「アプローチカリキュラム」については、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を支援する重要な取組であり、期間や実施方法については、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた柔軟な対応が必要であると認識しています。御指摘のとおり、不安の強い子どもへの配慮や、幼稚園ごとの裁量を尊重する視点は重要であり、今後の具体的な取組を検討する上での参考として受け止めます。</p>   |
| 9 | <p>スクールソーシャルワーカー（SSW）の権限について、より深い議論が必要である。現在は担任に多くの負担が集中しており、教師の経験や知識、考え方に大きな差があるため、保護者としても毎年対応に疲弊してしまう状況がある。こうした課題を解決するためには、各学校に福祉職の専任（常勤）を配置し、いじめや不登校などの問題について SSW が主に担当しながら、担任や関係者と連携する「チーム支援」の仕組みを構築することが望ましい。これにより、教師の負担軽減と専門的な支援の充実が図られ、子どもや保護者にとって安心できる環境が整うと考えられる。</p>                | 1 件 | <p>スクールソーシャルワーカー（SSW）については、いじめや不登校など、学校だけでは対応が難しい課題に対し、福祉の専門的な視点から関わり、担任や関係機関と連携して支援を行う「チーム支援」を進める上で重要な役割を担うものと認識しています。御指摘のとおり、担任に負担が集中しやすい現状や対応の差が、保護者の不安につながっていることは重要な課題であり、教師の負担軽減と支援の質の向上の両立が求められています。専任配置や SSW の役割・関わり方については、子どもや保護者が安心して支援を受けられる体制づくりの観点から、今後の具体的な取組を検討する際の重要な視点</p> |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    |   |     | として受け止めていきます。   |
| 10 | <p>保護者が抱える教育上の悩みに対応するためには、各学校に不登校などをテーマとした「親の会」が設置されることが望ましい。実際に親の会に参加することで救われた経験があり、手代木の「親の会ほっこり」の運営方法や学校との連携の仕方は参考になると考える。親の会に繋がるまでには大きな労力が必要であり、子どもが不登校になった直後は保護者自身も精神的に負担が大きく、外部の支援を探す余裕がない場合が多い。さらに、父親の理解が得られない場合には、外と繋がるのが一層難しくなる。このため、学校側が主体的に親の会を設置・案内し、保護者が孤立せずに支援へと繋がれる仕組みを整えることが重要である。</p> | 1 件 | <p>保護者が抱える教育上の悩みに対応するための「親の会」については、保護者同士が交流し、安心して相談できる場として有意義であると認識しています。御指摘のとおり、不登校等の課題に直面した直後は、保護者自身の精神的負担が大きく、外部の支援に自らつながることが難しい場合も多いことから、学校が主体的に案内し、支援につなげていく視点は重要であると考えます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。</p>       |
| 11 | <p>いじめ防止に関しては、子どもへの教育よりも前に、環境要因や予防策について十分に議論し、計画に盛り込むことが重要である。いじめは特定の環境によって増減することが多く、適切な介入によって予防や早期発見につながるということが分かっている。繊細な子どもにとっては、いじめに関する授業そのものが辛い体験として残る場合があり、教育的アプローチだけでは不十分である。むしろ、大人側が主体となって、いじめが起らない環境づくり、予防策の具体化、問題が発生した際の迅速な対応、そして被害者や目撃者が安心して助けを求められる相談</p>                                  | 1 件 | <p>いじめ防止については、子どもへの教育的な取組と併せて、環境要因や予防策の整備が重要であると認識しています。御指摘いただいたように、いじめは特定の環境によって発生状況が左右されることがあり、適切な介入や相談体制の充実が予防や早期発見につながります。子どもが安心して生活できる学校、学級づくりやいじめ防止に関する教育を更に充実させ、被害者や目撃者が安心して助けを求められる仕組みの整備についても、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。</p> |

|    |  |    |   |
|----|--|----|---|
|    | 先の整備に重点を置くべきである。こうした仕組みを計画に反映させることで、子どもが安心して過ごせる学校環境の実現につながる。  |    |   |
| 12 | 教育現場において「個別最適化」という言葉は掲げられているものの、依然として集団一斉授業が中心であり、理念と実態に乖離がある。現状では、授業内容を十分に理解していなくても次の単元へ進み、テストで理解度を確認し、最終的には理解度の差によって進学先に序列がつく仕組みとなっている。しかし、本来の学びは「理解してから次に進む」ことが理想であり、学年の枠を外して、例えば「ステップ1修了」といった形で理解度に応じた進捗管理を行うべきである。序列も「何割理解できたか」ではなく「どのステップまで到達しているか」で示すことが望ましい。ゲームのステージをクリアするように、一つひとつ丁寧に学力を積み上げていくことこそが真の「個別最適化」である。タブレットなどのICT環境がなくても、教科書や問題集を活用すれば個別最適化は可能であり、なぜ一斉授業の見直しが検討されないのか歯がゆさを感じている。 | 1件 | 「個別最適化」は、子ども一人ひとりの理解度や特性に応じて学びを積み上げていくために重要な考え方であると認識しています。現在は学年を基本とした授業形態が中心ですが、その中でも理解の状況に応じた指導や教材の工夫により、個々の学びに配慮した取組を進めています。御指摘のとおり、「理解してから次に進む」という視点や、学年の枠にとらわれない取組は重要な示唆であり、ICTの有無に関わらず検討すべき課題と受け止めています。 |
| 13 | 第4期つくば市教育振興基本計画(案)は、「教え」から「学び」へ、「管理」から「自己決定」へ、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へとといった考え方の転換が示されており、さらに「イ   | 1件 | 本計画においては、基本目標1・基本方針2において、帰国・外国人児童生徒への支援、いじめ・不登校・貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置等に   |

|    |   |    |  |
|----|---|----|--|
|    | <p>ンクルーシブ教育」「生涯学習」「ICTの活用」「図書館や社会教育施設の充実」など、現代教育に必要な幅広い視点が盛り込まれている点は高く評価できる。</p> <p>一方で、障害や学習上の困難を抱える子ども、貧困や家庭の困難を抱える子ども、外国にルーツを持ち日本語が十分でない子ども、不登校や教育困難校に通う子どもなど、支援が届きにくい層に対しては、より具体的な取組や数値目標、当事者や家族の声を反映する仕組みが必要である。これらを計画に盛り込むことで、理念の実効性が高まり、教育の公平性と包摂性が一層確保されると考えられる。</p>  |    | <p>よる教育と福祉の連携強化を掲げ、それぞれ具体的な取組を記載しています。</p> <p>数値目標については、本計画で設定するのではなく、各事業の事務事業評価等の中で、必要に応じて設定していくことを想定しています。</p> <p>また、当事者や家族の声を反映する仕組みについては、御意見を踏まえ、今後の施策にいかしていきます。</p>   |
| 14 | <p>基本方針2「互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する」においてインクルーシブ教育が掲げられている点は大いに評価できる。しかし、発達障害や学習障害を含む障害児への支援については、単に「合理的配慮」や「研修の充実」にとどまらず、教育困難校や特定の学園に課題が集中することを防ぐ視点を含め、より具体的に示していただきたいと考える。</p> <p>具体的には、通級指導や特別支援学級、通常級での合理的配慮などについて、配置人数や利用児童数、待機状況を把握し、その改善に向けた段階的な数値目標を計画に盛り込むことが必要である。</p> <p>「みんなが幸せになる特別支援教育」という理念は非常に良いものですが、実際にどこまで支援が</p> | 1件 | <p>基本方針2「互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する」に掲げるインクルーシブ教育については、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが安心して学べる環境を整えるための重要な理念であると認識しています。御指摘いただいたように、合理的配慮や研修の充実にとどまらず、通級指導や特別支援学級、通常級での支援状況を把握し、改善に向けた具体的な取組を進めることは大切な視点です。また、課題が特定の地域や学校に集中しないようにすることや、重点的な支援を行うことも重要であると考えています。</p> <p>さらに、障害児や発達障害児を持つ保護者の声を計画の検証や見直しに反映できる仕組みについても、今後の取組を検討する際の</p> |

|    |  |    |   |
|----|--|----|---|
|    | <p>届いているのかを市民に見える形で示すことが重要である。</p> <p>また、貧困や外国籍児童、発達障害などの課題が特定の地域や学園に集中すると、学校全体が疲弊し、「誰もが輝く学び」という理念に逆行する懸念がある。そのため、学区や学校配置の議論とも連動させ、児童生徒の属性が一部地域に偏りすぎないようにする視点や、課題集中校への重点的な支援を計画に明記していただきたい。</p> <p>さらに、障害児や発達障害児を持つ保護者の声を計画の検証や見直しに定期的に反映できるよう、当事者を含む協議の場を設置することも検討していただきたい。こうした仕組みが整うことで、インクルーシブ教育の理念がより実効性を持ち、すべての子どもが安心して学べる環境の実現につながると考える。</p> |    | <p>参考とさせていただきます。いただいた御意見を踏まえ、理念の実効性を高め、公平で包摂的な教育環境の実現に努めていきます。</p>  |
| 15 | <p>基本方針2「家庭への支援の充実」や、スクールソーシャルワーカーの配置、学校給食の充実など、貧困家庭や生活困難家庭を支える視点が計画に盛り込まれている点は評価できる。しかし一方で、広がりを見せる「相対的貧困」や、それに伴う学力・進学・文化体験の格差をどのように縮めていくのかについて、より具体的な方向性が示されることを望む。</p> <p>具体的には、まず学習機会の格差への対応が必要である。「インタラクティブスタディ」や「つくば未来塾」といった取組が、経済的</p>   | 1件 | <p>基本方針2施策3「家庭への支援の充実」については、貧困家庭や生活困難家庭を支えるための重要な取組であり、スクールソーシャルワーカーの配置や学校給食の充実などを進めています。</p> <p>学校外活動や部活動にかかる費用負担の軽減などについては、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。</p> |

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
|    | <p>に厳しい家庭の子どもに優先的に届く仕組みを整え、その利用状況をモニタリングすることを計画に明記していただきたい。学習塾に通えない家庭でも、学校と地域の学習支援を組み合わせることで、一定の学習保障が受けられる体制を整えることが重要である。</p> <p>次に、学校外活動や部活動にかかる費用負担の軽減が求められる。部活動や文化活動、社会教育活動への参加には、道具代やユニフォーム、交通費など目に見えにくい費用が発生する。経済的事情によって参加を諦める子どもが出ないよう、費用補助や貸出制度、リユース制度などの仕組みを検討していただきたい。</p> <p>さらに、食の支援についても強化が必要である。学校給食の充実に加え、放課後や長期休業中の「食の空白時間」に対応するため、子ども食堂や地域の飲食店、中食産業との連携を進め、「食と学び」を一体的に支える仕組みを検討していただきたい。</p> <p>これらの具体的な支援策を計画に明記することで、貧困や生活困難を抱える家庭の子どもたちが安心して学び、成長できる環境の実現につながると考える。</p> |     |   |
| 16 | <p>帰国・外国人児童生徒への日本語指導が計画に盛り込まれている点は評価できる。しかし、今後外国籍児童が増えていく可能性を考えると、日本語指導にとどまらず、母語の維持や多文化理解を含</p>  | 1 件 | <p>帰国・外国人児童生徒への日本語指導については、安心して学べる環境を整えるための重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、多文化共生の考え方も大変重要な視点だと考</p> |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    | <p>めた「多文化共生教育」を、計画の中で独立した柱として位置付けることが必要だと考える。</p> <p>具体的には、日本語指導の充実と継続性を確保するため、担当教員や支援員の人数、研修体制について必要規模を見積もり、段階的な充実目標を示すことが求められる。入国直後だけでなく、中学・高校段階まで継続的な支援が必要となるケースもあるため、長期的な支援モデルの検討も重要である。</p> <p>また、母語や文化を尊重する視点を取り入れることも不可欠である。児童生徒が家庭の言語や文化を誇りに思えるような授業や行事を、つくばスタイル科や生涯学習事業の中で位置付けるとともに、保護者向けの多言語情報提供や、学校・地域行事での通訳ボランティアの育成・活用を進めることが望まれる。</p> <p>さらに、外国籍児童が特定の地域や学校に集中すると、教員の負担やクラス運営の困難さが増すため、加配教員や通訳支援員を重点的に配置するなどの追加支援策を計画に明記することが必要である。</p> <p>これらの取組を計画に盛り込むことで、日本語指導と多文化共生の双方を支える教育環境が整い、外国籍児童を含むすべての子どもが安心して学べる体制の実現につながると考える。</p> |     | <p>えています。担当教職員や支援員の配置、研修体制の充実などの具体的な取組を検討する上で参考とさせていただきます。さらに、外国籍児童が特定の地域や学校に集中する場合の追加支援策についても、今後の検討課題として位置付けていきます。</p> |
| 17 | <p>ハートフル S ルームの全校設置や教育支援センターの取組は、不</p>  | 1 件 | <p>ハートフル S ルームの全校設置や教育支援センターの取組につ</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>登校児童生徒にとって大変重要であり、高く評価できる。しかしながら、不登校支援は「居場所の確保」にとどまらず、学びの継続や進路選択、さらには社会参加までを見通した包括的な支援として充実させることが必要である。具体的には、ICT活用やシームレスな学びの仕組みと連動し、不登校の子どもがハートフル S ルームや自宅からでもオンラインで授業にアクセスできる体制をさらに整備していただきたい。その際、「出席扱い」の柔軟な運用や評価方法の工夫も併せて検討することが望まれる。</p> <p>また、フリースクール等との連携や費用補助については、計画案にある通り民間の不登校支援事業への補助制度創設は有意義であるが、家庭の経済状況によって利用格差が生じないように、所得に応じた負担軽減や情報提供を行うことが重要である。</p> <p>さらに、不登校支援を「復学」だけをゴールとせず、医療・福祉・就労支援とも連携しながら、通信制高校・定時制・高卒認定など多様な進路選択肢を提示し、子ども自身が納得して選べる進路支援を充実させることが求められる。</p> | <p>いて評価いただき、ありがとうございます。本市としても、不登校児童生徒にとって安心できる居場所の確保は重要な基盤であると考えています。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、不登校支援は居場所の確保にとどまらず、学びの継続や進路選択、社会的自立に向けた支援が重要であると認識しています。本計画では、校内の居場所づくりに加え、民間の不登校児童生徒支援事業利用者への補助制度の導入などにより、学びや居場所の選択肢を広げることが位置付けています。また、ICTの活用については、不登校や病気等により集団での学習が難しい児童生徒の学びを支える有効な手段の一つであると考えており、学習環境の整備や評価の在り方も含め、今後の検討課題として受け止めています。</p> <p>さらに、フリースクール等との連携や進路支援についても、子ども一人ひとりが納得して将来を選択できるよう、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。</p> |
| 18 | <p>部活動改革と地域クラブ化の推進は、教員の働き方改革の観点からも重要であり、評価できる取組である。しかし、その際には経済格差や種目の偏りが拡大しないようにすること、さらに指導者の質や安全性をどのように担保す</p>  | <p>1 件</p> <p>部活動改革と地域クラブ化の推進については、教職員の働き方改革の観点からも重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、経済的負担の軽減、文化系や特色ある活動の存続、指導者の質や安全性の確保</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>るかを、計画の中で明確に示す必要がある。</p> <p>具体的には、まず参加費用や移動費の問題への配慮が求められる。地域クラブ化によって保護者負担（会費・遠征費・送迎など）が増加し、経済的に厳しい家庭の子どもが参加しづらくなる懸念がある。そのため、利用料金の上限設定や経済的困難世帯への減免制度などを検討していただきたい。</p> <p>次に、文化部やマイナー種目の維持についても重要な課題である。スポーツ系だけでなく、吹奏楽・演劇・美術・科学部などの文化系や特色ある活動が地域クラブとして存続しにくくなる可能性がある。つくば市の特色を生かし、科学・文化・芸術系のクラブがしっかりと存続・発展できるよう、行政として支援方針を明確に示していただきたい。</p> <p>さらに、安全性とハラスメント防止の観点も欠かせない。外部指導者の確保は重要だが、その資質やコンプライアンス研修、ハラスメント防止策、傷害事故への備えなど、安全面の基準とチェック体制を計画に位置付けることが必要である。</p> <p>以上のように、部活動の地域移行にあたっては「経済格差」「種目の偏り」「安全性」への配慮を計画に明記することで、すべての子どもが安心して多様な活動に参加できる環境を整えることができると思う。</p> | <p>は、全ての子どもが安心して多様な活動に参加できる環境を整える上で大切な視点です。参加費用に関しては、経済困窮家庭に対して地域クラブ活動参加者支援交付金を実施しているところですが、国等が示す地域クラブ利用料の目安に応じた見直しも含め、引き続き取り組んでいきます。また、文化・芸術系クラブへの支援方針、安全面の基準やハラスメント防止策などについては、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。</p> |
|--|--|

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
| 19 | <p>つくば市には多くの外国人研究者・留学生・その家族が暮らしており、日常的な多文化共生が進んでいる地域である。この特色を活かし、子どもたちが身近な多文化環境の中で、外国語コミュニケーション力や異文化理解を自然に育めるようなプログラムを、学校教育と社会教育の両面から推進していただきたい。</p> <p>あわせて、日本語指導が必要な児童生徒や保護者に対する支援体制の充実も要望する。</p>       | 1 件 | <p>つくば市は多くの外国人研究者・留学生・その家族が暮らす地域であり、多文化共生が日常的に進んでいる特色を有しています。御指摘いただいたように、この環境をいかして国際理解教育を一層推進できるよう、学校教育と社会教育の両面からアプローチすることは重要であると認識しています。あわせて、日本語指導が必要な児童生徒や保護者に対する支援体制の充実も、教育の公平性を確保する上で大切な取組です。いただいた御意見を参考に、今後の取組にいかしていきます。</p> |
| 20 | <p>いじめ防止に関する教育の取組は重要であるが、現状の内容では十分に防止につながらないと感じる。もう少し議論を深める余地があるのではないか。</p>   | 1 件 | <p>いじめ防止に関する教育の取組については、子どもたちが安心して学べる環境を整えるために重要であると認識しています。御指摘いただいたように、いじめ防止に関する教育や取組の充実度を更に高める必要があると考えます。いただいた御意見を参考に、今後の取組に活かしていきます。</p>  |
| 21 | <p>学校の安全体制を確立するにあたっては、外的な要因への対応だけでなく、内的な要因についても言及していただきたい。特に、子どもたちの心理的安全性をどのように担保するのかを計画に加筆していただきたい。</p> <p>心理的安全性が確保されていなければ、何事もできないし、これが担保されていないために不登校になっている子供がたくさんいると感じる。心理的安全性の担保について、計画に記載してほしい。</p> | 1 件 | <p>子どもたちの心理的安全性の担保については、基本目標 1-基本方針 3-施策 1「豊かな心の育成」において、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切に作る人権意識を醸成する教育を推進することや、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めることを記載しています。</p> <p>頂いた御意見を参考に、子どもたちの心理的安全性が担保できる</p>          |

|    |   |    |   |
|----|---|----|---|
|    |   |    | よう努めていきます。  |
| 22 | 基本方針3「豊かな心と健やかな体を育む」(p.20)<br>美術展やマンガ・アニメーション展、ゲーム展などを、つくばでも巡回展として開催できるようにしてほしい。  | 1件 | 美術展やマンガ・アニメーション展、ゲーム展などをつくばでも巡回展として開催できるようにすることは、子どもから大人まで幅広い世代が文化芸術に親しみ、豊かな心を育む機会の拡充につながるものと認識しています。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。  |
| 23 | 基本目標1の「共に」とは誰と誰が「共に」なのか、また、「大切にする」のは誰なのかが分からない。   | 2件 | 基本目標1における「共に幸せな人生を送るために一人ひとりの『学び』を大切にする」については、特定の関係性に限定するものではなく、子ども同士の関わりに加え、子どもと教職員、学校と家庭・地域といった、教育を取り巻くあらゆる関係性の中で「共に幸せな人生を送る」ことを表現しています。<br>また、「大切にする」という表現については、子ども一人ひとりを中心に、教職員、家庭、地域など、関係する全ての人が、それぞれの立場で一人ひとりの学びを尊重し、大切にしていこうという趣旨を込めたものです。 |
| 24 | 1の3の1について<br>人権教育は何より「自分のことを大切に思うこと」から始まり、その延長として「相手も大切にすることへとつながるものだと認識している。しかし、日本で「一人ひとりを大切に」と表現すると、どうしても「思いやり教育」に矮小化されてしまう傾向がある。特に「道徳」となると、親世代は「道徳＝思いやり」と教えら | 1件 | 基本目標1・基本方針2・施策1において、家庭教育学級や出前講座等を通じて、市民に対する人権尊重の啓発や教育活動を実施し、人権が尊重されるまちを目指すことを記述しています。これらの取組においては、人権教育を単なる思いやりにとどめず、人権の本質について理解を深めることを目的として推進していきます。   |

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
|    | れてきたため、同じ理解に留まってしまいがちである。したがって、人権教育の理念を「思いやり教育」と混同せず、すべての関係者が徹底的に考え直す必要がある。  |     |   |
| 25 | <p>P10 自己決定の重視のところで、今までのこどもの人権を軽視した指導の反省を入れてほしい。</p> <p>つくばスタイル科は本来は子ども主体の探求学習なので、市や教師ががっちり決めてしまうのではなく、子どもたちの目の前の本物の興味から問いを立てて、さらに教科横断的に探求学習できる時間にしてほしい。</p> | 1 件 | <p>自己決定の重視については、これまでも子どもの人権を尊重した教育を進めてきており、過去の指導を一律に反省すべきものとして計画に位置付ける考えはありません。その上で、本計画では、「管理から自己決定へ」という方向性をより一層明確にし、子ども一人ひとりが主体的に学ぶ教育の推進を重視しています。</p> <p>つくばスタイル科については、子ども主体の探究学習を基本として位置付けています。頂いた御意見を踏まえ、今後はより一層、学習内容や進め方について過度に大人が決めることなく、子どもが主体となって探究に取り組める時間となるよう努めていきます。</p> |
| 26 | <p>P14 実体験を大切にする学びの充実は、イベントだけにならないよう、授業の中で常に行われるように、いつでも校庭や校外に出たいけるようにしてほしい。</p>   | 1 件 | <p>実体験を大切にする学びについては、学校外で実施するイベント的な取組に限るものではなく、日常の授業の中で継続的に行うことが重要であると認識しています。そのため、本計画では、基本目標1・基本方針1・施策3において、非認知能力を高める学校外での学びの充実を図るため、職業体験学習やまち探検学習などを行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図ることを記載しています。</p>  |
| 27 | <p>P15 こども同士の相互理解と豊</p>  | 1 件 | <p>本計画は、市民や保護者を含む幅</p>  |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    | <p>かな人間性の醸成について、「思いやり、感謝、相互理解、寛容の心」とあるが、「市民感覚（シチズンシップ）、自由の相互承認の精神」と変えたほうが良いと思う。なぜなら前者はこどもに押し付けるものではなく、こどもたちは大人の姿から自然に学ぶものだと思うから。</p>                                    |     | <p>広い読み手に対し、当市の教育における基本的な方針を分かりやすく示すことを目的としています。</p> <p>このため、「市民感覚（シチズンシップ）」「自由の相互承認の精神」といった概念的・抽象度の高い表現よりも、教育活動の中で育まれる姿を具体的にイメージしやすい「思いやり、感謝、相互理解、寛容の心」といった表現を用いています。</p>  |
| 28 | <p>P16 一人ひとりの・・・のところについて、日本は国連から特別支援学校や支援学級をつくることでエクスクルーシブ（排除）になっているので一緒にしなさいと勧告を受けている。通常学級を少人数にして、なるべく多様な子がいつも教室にいて、こどもたち同士、支援の大人もこどもたちに自然に混ざる形で互いに助け合える形を目指してほしい。</p> | 1 件 | <p>学級編制や教職員配置の基準など、少人数学級の実施を含む制度的な対応については、国や県の制度や人員配置に基づくものであり、市単独での判断が難しい側面があります。</p> <p>インクルーシブ教育の考え方については、国際的な動向も踏まえ、多様な子どもたちが可能な限り共に学び、互いに支え合う教育環境の整備が重要であると認識しています。</p> <p>今後も、国や県との連携を図りつつ、インクルーシブな教育の充実に向けた取組を進めていきます。</p> |
| 29 | <p>16 頁、20 頁<br/>人権の尊重や子どもの権利などは当たり前なのに、あえて施策に入れてしまうことで軽い扱いになっているように思える。特に、p. 20 の取組の項目で、人権教育の推進の上に、道徳教育の推進となっているが、近年の世界や国の人権に関する考え方から見ても人権が優先されると思う。</p>               | 1 件 | <p>人権の尊重や子どもの権利については、社会において当然に共有されるべき基本的な理念であるからこそ、教育の現場においても抽象的な前提にとどめるのではなく、具体的な取組として明示し、継続的に推進していく必要があると考えています。そのため、本計画では施策として位置付け、教職員研修や家庭・地域への啓発などを通じて、実践につなげてい</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | <p>くこととしています。</p> <p>なお、施策の記載順については、文部科学省の『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』においては、人権教育は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、学校教育活動全体を通じて推進されるものとされています。</p> <p>「人権教育」は独立した教科として位置付けられているものではなく、道徳を含む各教育活動の中で横断的に推進されるものであることから、本計画においては、「豊かな心の育成」という施策にもとづき、具体的な教育活動として位置付けられている「道徳教育の推進」を先に、人権教育を後に記載しています。</p> <p>なお、この記載順は、両者の重要性や優先順位を示すものではなく、「道徳教育」と「人権教育」が相互に関連しながら、学校教育活動全体を通じて一体的に推進していく考えです。</p> |
| 30 | <p>P20 道徳教育の推進について、こどもは大人の背中を見て育つ。まず先生たちが対話の時間を多くとり、信頼できる関係性を築くことが大切。大人が、こどもを尊重する態度を常に心がけることが大切。</p> | <p>1 件</p> <p>本計画では、基本目標 2・基本方針 4 において、「教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する」ことを掲げています。当該方針では、教職員の働き方改革による負担軽減やメンタルヘルスケアの充実、対面型を含む教職員研修の充実などを通じて、教職員一人ひとりが心身にゆとりを持って教育活動に取り組める環境づくりを進めることとしています。</p>  |

|    |  |    |  |
|----|--|----|--|
|    |  |    | これらの取組を通して、教職員同士が対話の時間を多くとり、相互の信頼関係を築きながら、児童生徒を尊重する態度で業務に取り組めるよう努めていきます。   |
| 31 | P21 情操教育の推進について、昔は学校に飼育小屋があって、ウサギや鶏を飼っていたが、今はなくなっている。生き物を育てることは情操教育に意義があるはずだと考える。                  | 2件 | 学校における飼育活動については、動物の健康管理や衛生面への配慮、休日や長期休業中を含めた継続的な世話の体制確保、教職員の業務負担などの観点から、各学校の実情に応じた判断が行われている状況です。<br>本市としては、飼育小屋の有無にかかわらず、校内外での自然体験や生き物と触れ合う学習、地域資源を活用した体験活動などを通じて、情操教育の充実に引き続き取り組んでいきます。   |
| 32 | p. 17<br>SSW が配置されていても、保護者がどのように相談できるのかが分からない。また、SC も学校を通じた相談申込みとなっているため、相談しにくい。学校以外の相談体制を強化してほしい。 | 1件 | SSW と SC については、学校に配置し、児童生徒や保護者、教職員に対し、困りごとや問題解決などの支援を行っており、SSW と SC に相談を行う際には、学校を通じて行うこととしています。<br>今回、相談先や相談方法が分かりにくいとの御指摘をいただきことを踏まえ、今後は相談窓口や利用方法について、より分かりやすい周知に努めていきます。<br>なお、保護者などの相談窓口については、教育相談センターにおいて学校を介さずに相談を受け付けています。<br>これからも、福祉関係機関等との連携を進め、学校以外の相談先を含めた、より相談しやすい体制づくりに取り組んでいきます。 |
| 33 | p. 21  | 1件 | 学校司書及び市立図書館司書の   |

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
|    | <p>学校司書及び市立図書館の司書を会計年度職員ではなく、正規職員として配置してほしい。</p> <p>また、学校司書が複数校を兼務するのではなく、専任として配置してほしい。</p> <p>学校図書館の役割は、児童の読書活動推進に加え、調べ学習などの探求活動の支援もあると思う。総合的な学習などで学校図書館が活用されていないため、教職員含めて取組を深めて欲しい。</p> <p>また、学校図書館の ICT 化が進んでいない。学校図書館では児童が蔵書検索をできないと聞いた。一人一台端末から蔵書検索や市内の横断検索などできるようにしてほしい。</p> |     | <p>配置形態については、業務内容や役割、他自治体の状況等も踏まえながら、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>学校図書館については、読書活動の推進に加え、調べ学習や探究的な学習を支える重要な役割を担うものと認識しており、教職員とも連携しながら、学校図書館のより一層の活用を推進していきます。</p> <p>学校図書館の ICT 化については、児童生徒が主体的に資料を活用できる環境づくりの観点から、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 34 | <p>外国籍の子ども、支援を必要とする子ども、不登校の子ども、さまざまな意見を持つ保護者への対応など、学校現場は非常に大変な状況である。先生の声に耳を傾けると同時に、子どもたち自身の声もぜひ聞いていただきたい。上からの計画を参酌して作成するのではなく、子どもが本当に望んでいることをできることから始めることで、学校は変わっていくのではないか。</p>  | 1 件 | <p>子どもたちの意見を聴くことについては、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、大切な視点であると捉えており、本計画においても、基本目標 1・基本方針 2・施策 1 の中で、子どもの意見表明や参加の機会を創出する取組について記述しています。</p> <p>子どもたちの意見を把握する取組を通じて、現場の実情を踏まえた施策の推進に努めていきます。</p>  |
| 35 | <p>インクルーシブ教育といって特定の宗教に配慮した教育は行わないでほしい。日本の学校教育は、憲法第 20 条により政教分離が原則であることを明記してほしい。</p>  | 1 件 | <p>インクルーシブ教育については、基本目標 1・基本方針 2・施策 1 において、特定の属性や背景に限定することなく、全ての子どもが共に学び、育ち合う教育を推進するという趣旨で記載しています。</p> <p>なお、学校教育においては、日本国憲法第 20 条に定められた政教</p>   |

|    |  |     |  |
|----|--|-----|--|
|    |  |     | 分離の原則が大前提であり、特定の宗教に配慮した教育や宗教的活動を行うものではありません。   |
| 36 | 基本方針 3<br>人権教育の内容は大いに賛成する。先生や保護者の理解促進の機会も増やしてほしい。  | 1 件 | 人権啓発については、教職員研修の充実を図るとともに、家庭教育学級や出前講座等の取組を通じて、教職員及び保護者の理解促進に努めていきます。   |
| 37 | いじめを防止する教育は、子供に教育することよりも、大人や環境を変えること、問題解決の道筋、被害者加害者の支援方法をもっと具体的に話し合っ、他市のモデルとなるくらいに抜本的に変えていってほしい。 | 1 件 | 基本目標 1・基本方針 2・施策 2 において、いじめ問題については、子どもへの指導にとどまらず、学校全体での組織的な対応を行うことを記述しています。具体的には、複数の教職員による見守り体制の強化により状況把握を丁寧に行うとともに、未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法に関する研修の充実を図ることとしています。<br>いただいた御意見を参考に、子どもに関わる大人やいじめ防止につながる環境づくりをするための取組の検討にいかし、いじめの防止と根絶を目指していきます。 |
| 38 | 芸術文化活動は、本物の芸術に触れる機会をたくさん増やしてほしいし、不登校など学校に行かない子にも、家庭の経済格差に左右されずにその権利を保障してほしい。                     | 1 件 | 市では、全ての児童生徒が 1 年に 1 度は質の高い芸術文化に触れることで、感性や想像力、自己表現力などの非認知能力の育成を図ることを目的として、芸術文化鑑賞・体験事業を実施しています。<br>不登校などにより学校に通っていない児童生徒についても、芸術文化に触れる機会を保障することの重要性については認識しており、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。   |

|    |   |     |  |
|----|---|-----|--|
| 39 | 17 ページに記載されている「教育機会確保法に基づき、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実を支援」について、市が具体的にどのような場所や内容での学習活動を想定しているのかを明示していただきたい。民間のフリースクールや居場所活動を支援することを含んでいるのかどうか不明確である。                   | 1 件 | 基本目標 1 ・基本方針 2 ・施策 2 において、ハートフル S ルーム（校内フリースクール）の設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化することや、民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入することにより、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことを記述しています。   |
| 40 | 20 ページの人権教育について、子どもの権利を児童生徒自身が理解するのはもちろん、子どもに関わる学校関係者、親、地域の人々にも理解してもらおう取組が必要ではないか。<br>人権フォーラム、人権集会のような取組は、興味のある人は行くだろうが、そうでない人がほとんどだと思う。もっと広く浅く知らしめる取組も必要ではないか。 | 1 件 | 人権教育については、児童生徒自身が子どもの権利を理解することに加え、子どもに関わる教職員、保護者、地域の人々の理解を深めていくことが重要であると認識しています。<br>そのため、本計画では、教職員研修の充実を図るとともに、家庭教育学級や出前講座等の取組を通じて、教職員や保護者を始めとする大人への人権啓発を進めていきます。  |
| 41 | 21 ページの読書活動の推進について、実際には年々読み聞かせボランティアの時間が削られてしまっている。文科省の設定するカリキュラムをこなさなければいけないジレンマはあるかと思うが、読書や読み聞かせを楽しめるゆとりを大事にできたらと思う。  | 1 件 | 読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであると考えています。<br>読み聞かせを含む読書の時間は、子どもたちが本に親しみ、読むことの楽しさを実感する大切な機会であると認識しています。<br>本計画では、学校の実態に応じて、読書や読み聞かせの時間を大切にできる工夫を行いながら、本を読む楽しさを伝える取組を通じて、児童生徒の読書活動の推進に努めていきます。 |
| 42 | P6 に記載されている基本目標 1   | 1 件 | 基本目標等の記載順については、  |

|    |  |    |  |
|----|--|----|--|
|    | <p>「共に幸せ人生を…」と基本目標2「『学び』の多様性…」の並びについて、順序が逆なのではないかと感じる。</p> <p>マズローの五段階欲求で示されるように、人はまず「安全・安心」が確保されていることで初めて様々なことに興味を持ち、学びに向かうことができると言われていた。したがって、教職員や子どもたちが安心して過ごせる環境が整っていることこそが学びの基盤であると考えます。</p> <p>そのため、基本目標の並びは「共に幸せに過ごせる環境づくり」を先に置き、その上に「学び」を据える形にするほうが、より実態に即した流れになるのではないかと。</p>          |    | <p>第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会において慎重な議論を重ねた上で整理しています。計画案の策定に当たっては、読み手にとって分かりやすく、子どもたちの成長や未来を後押しする明るい計画となるよう、未来志向の視点から現在の順序としています。</p> <p>なお、基本目標や基本方針の記載順は、施策の優先順位を示すものではありません。</p>                                 |
| 43 | <p>P17「保護者が抱える教育上の悩みへの対応」に記載されている「保護者にとって相談しやすい体制の充実」について</p> <p>この体制の中には、福祉職や学校外で関わる民間スクール、放課後等デイサービスのスタッフなども交えたケース会議のような多機関連携が含まれるのではないかと感じている。学校だけで対応が難しいケースでは、子どもに関わるさまざまな立場の人が情報を共有し、方向性をすり合わせていくことが、保護者にとって大きな安心につながる。</p> <p>こうした多機関連携を体制としてより明確に位置づけることで、保護者が一層相談しやすい環境になるのではないかと。</p> | 1件 | <p>基本目標1・基本方針2・施策3において、民生委員・児童委員を始めとする福祉関係機関等と連携し、教育と福祉が協働しながら、家庭それぞれの課題解決や教育の機会均等に向けて、子どもの学びを切れ目なく支援することを記述しています。</p> <p>学校だけでの対応が難しい場合には、関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが重要であるとの認識に立ち、保護者がより相談しやすい体制の充実に努めていきます。</p> |
| 44 | <p>小学校教育へのスムーズな(13ペ</p>  | 1件 | <p>いただいた御意見を参考に、幼児</p>   |

|    |   |    |  |
|----|---|----|--|
|    | <p>ージ)</p> <p>全てではないが、幼稚園が公立でも私立でも、非認知能力を大事にしているとはあまり思えない。外遊びも少なく、土も虫も触れずに、学校へ行くための練習をしている姿は苦しく感じてしまう。実際に1年生になってから、もう幼稚園生ではないのだから〇〇するので、という声かけが頻繁にあるようで、子供も戸惑ってプレッシャーを感じているようである。</p> |    | <p>期から児童期への接続においては、自然体験や遊びを通じた非認知能力の育成を重視し、子どもが安心して学びに向かえるような環境づくりや保育、指導の在り方について検討していきます。</p>  |
| 45 | <p>ハートフルSルームについて子供達の安心の場になり、大変助かっている。</p> <p>子供達の笑顔を見て、ここが教室ならば、と深く思う。</p> <p>もっと先生が増えて、先生達に余裕が出来ればいい。保護者や地域の方もコミュニティスクールを通して先生の手伝いに気軽に行ければ、教室の雰囲気が変わり、いい循環が出来るのではないか。</p>            | 1件 | <p>ハートフルSルームについて、安心できる場として評価いただき、ありがとうございます。</p> <p>本市としても、子どもたちが笑顔で過ごせる居場所であることを大切にしながら、より良い運営に努めてきました。</p> <p>今後については、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合える体制づくりの重要性を踏まえ、運営体制の充実に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、コミュニティ・スクールを通じた取組については、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 46 | <p>8 ページ</p> <p>つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育</p> <p>→新しい時代に対応した教育とはなにか。</p>  | 1件 | <p>具体的には、10 頁に説明を記載している環境・キャリア・歴史文化・健康安全・科学技術・福祉・国際理解の7分野を対象に、「In（課題を見つける）」「About（情報を集める）」「For（何ができるか考え、発信する）」という3つの学びのステップを通じて、子どもたちが自ら問いを立て、探究し、社会に向けて発信する力を育むこ</p>  |

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
|    |  |     | とを目指しています。  |
| 47 | <p>9 ページ</p> <p>ICTを活用した7つの資質能力の育成も目指しています。</p> <p>→ICTで7つの資質能力が育成できるのか。</p> | 1 件 | <p>本計画における「ICTを活用した資質能力の育成」とは、ICTそのものが能力を育てるという趣旨ではなく、学習活動の設計や指導方法にICTを適切に組み込むことで、情報活用能力や協働性、創造力などを支援することを意図しています。例えば、調べ学習や共同編集ツールを通じて情報活用能力や協働性を育む、プログラミングや探究活動を通じて問題解決力や創造力を伸ばす、といった具体的な活用場面を想定しています。</p> <p>一方で、ICTはあくまで「手段」であり、過度な依存は教育の本質を損なう可能性があることも認識しています。そのため、児童生徒の発達段階や学習目的に応じた適切な活用を前提とし、非認知能力を含む多様な資質能力の育成をバランスよく図ることを重視しています。</p> |
| 48 | <p>16 ページ</p> <p>学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、</p> <p>→ユニバーサルデザイン化とは。</p>       | 1 件 | <p>「学習環境や授業のユニバーサルデザイン化」については、具体的には、授業のねらいや流れを明確に示すとともに、口頭説明に加えて図や写真等を用いた視覚的な情報提示を行うなど、児童生徒一人ひとりの理解度や特性の違いを踏まえ、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりを指しています。</p>   |
| 49 | <p>22 ページ</p> <p>部活動の適正運営とは。</p>   | 1 件 | <p>本計画における「部活動の適正運営」とは、令和元年（2019年）に策定した「つくば市部活動の運営方針」（2024年改訂）に基づき、</p>   |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    |   |     | 生徒の心身の健全な育成を目指して、活動時間や休養日の設定、指導体制、地域との連携などを適切に整えることを指しています。   |
| 50 | 8 頁<br>どんなに立派な言葉を並べても、子どもが「安心」して学べる場がなければ学び成長することは難しいと思う。学校（という場）での教育にとらわれず、安心して学べる場を作る計画を加えてほしい。 | 1 件 | 基本目標 1・基本方針 2・施策 2 において、ハートフル S ルーム（校内フリースクール）を市内全ての小中義務教育学校に整備することや、民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入することを記載しており、子ども一人ひとりの状況に応じた多様な学びの場・居場所の確保を進めています。<br>これらの取組を通して、子どもが安心して過ごし、学びに向かうことができる環境づくりに引き続き努めていきます。 |
| 51 | 外国籍の子どもたちについては、ボランティア頼みではなく、言葉や文化の壁を越えて学べる場を市として整備していただきたい。                                       | 1 件 | 基本目標 1・基本方針 2・施策 1 において、帰国・外国人児童生徒への支援を位置付け、日本語指導担当教員や日本語学習支援員の配置などにより、言語や文化の違いに配慮したきめ細かな指導を行うとともに、学級担任等と連携した支援体制を構築することを記載しています。<br>今後も、言葉や文化の壁を越えて、全ての子どもが安心して学べる環境づくりに向け、市として継続的に取組を進めていきます。               |

○ 第3章 施策の展開 基本目標2 について

| No. | 意見概要  | 意見数 | 市の考え方   |
|-----|---|-----|---|
| 1   | 33 頁 基本方針 6「ICT を活用した学びを推進する」について、以下の点を要望します。<br>デジタル教科書の活用には賛否 | 1 件 | 基本目標 2・基本方針 6・施策 1 において、個別最適な学びの実現を目指した ICT 活用を進めることを記載しています。 |

|   |   |     |   |
|---|---|-----|---|
|   | <p>両論があり、重要なのは児童生徒の年齢や学習段階に応じて、デジタルの強みが発揮される場面で適切に活用することだと考える。また、ブルーライトによる身体的影響や、依存・モラル面での精神的リスクなど、健康面への配慮も欠かせない。</p> <p>そのため、次のような趣旨を計画に併記していただきたい。</p> <p>「デジタル教科書および ICT の活用にあたっては、児童生徒の年齢や学習段階、学習目的に応じた適切な使用を促し、学校現場が柔軟に活用できる環境を整備する。」</p> <p>さらに、健康面や情報モラル教育を含めた総合的な視点を加えることで、より現場に即した計画になると考える。例えば、以下のような文案も検討いただきたい。</p> <p>「ICTやデジタル教科書の利用については、児童生徒の発達段階や学習目的に応じた適切な活用を図りつつ、健康面の配慮や情報モラル教育を含む総合的な学習環境の充実を目指す。」</p> |     | <p>デジタル教科書を含む ICT の活用にあたっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習内容や目的に応じて、その効果が発揮される場面で適切に使用していくことが重要であると認識しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。</p> <p><b>【加筆内容】</b></p> <p>P35</p> <p><u>なお、ICT環境の活用にあたっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習目的に応じた適切な活用を行い、健康面への配慮や情報モラル教育とあわせて、学校現場が適切に活用できる環境の整備を進めます。</u></p> |
| 2 | <p>本計画に掲げられている3つの柱の一つ「認知能力偏重から非認知能力の再認識へ」(P. 2)や「非認知能力には実体験を大切に学ぶの充実」(P. 14)は大変すばらしい理念だと思う。しかし一方で「ICTを活用した学びの推進」(P. 32)は、この理念と矛盾しているように感じる。</p> <p>全国的にもプログラミング教育、</p>  | 1 件 | <p>本計画における「ICTを活用した学びの推進」は、単にデジタル機器の使用を増やすことを目的とするものではありません。児童生徒が自ら考え、他者と協働し、試行錯誤しながら表現する力を育むための一つの手段として、ICTを位置付けています。</p> <p>非認知能力の重視とICT教育は必ずしも矛盾するものではなく、学</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>電子黒板、一人一台タブレットなどが導入されているが、電子機器の使用による弊害の方が大きいと考える。プログラミング教育の前に、まずは実体験を大切にすべきである。先生が黒板に書いた文字を自分の手で板書することは、子どもの身体の発育や発達に大きな意味がある。スクリーン越しの文字やブルーライトの影響は、長期的に子どもたちに悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>インターネットや電子機器使用の危険性についての認識が甘いのではないか。例えばオーストラリアでは16歳未満のSNS使用に罰則が設けられました。アップル創業者スティーブ・ジョブズも、自身の子どもには14歳まで電子機器を触れさせなかったことが知られている。こうした事例は、電子機器の危険性を認識していたからこそその判断だと思う。</p> | <p>習の進め方や活用の仕方によっては、自己調整力や協働性、粘り強さ、好奇心といった非認知能力を育むことにつながる側面もあると考えています。</p> <p>そのため、本市では、実体験や対話を大切にしたい学びを基本としつつ、学習の目的や児童生徒の発達段階に応じて、ICTを効果的に活用することで、非認知能力の育成にも資する学びを進めていきます。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。</p> <p>【加筆内容】</p> <p>P35</p> <p><u>なお、ICT環境の活用に当たっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習目的に応じた適切な活用を行い、健康面への配慮や情報モラル教育とあわせて、学校現場が適切に活用できる環境の整備を進めます。</u></p> |
| 3 | <p>ICT教育について、小学1年生から1人1台のパソコンを支給することには懐疑的である。全国に先駆けてICT教育を導入したのであれば、その実態や効果を検証すべきである。低学年の子どもにとっては、パソコンの不具合によるストレス、持参の負担、回線速度の遅さ、先生の対応負担、長時間使用による視力低下や依存への不安など弊害が大きいと感じる。タイピングやプレゼンソフトの習得は、高学年からでも十分ではないか。保護者の中にも低学年からの使用に懐疑的な声が少な</p>  | <p>1件</p> <p>学校におけるICTの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。</p> <p>【加筆内容】</p> <p>P33</p> <p><u>そのために、学校や家庭における1人1台端末の活用状況や学習効果などの実態把握に努め、効果を検証した上で、より望ましいデジタル技術を用いた学びにつな</u></p>  |

|   |   |    |  |
|---|---|----|--|
|   | <p>からずあることを知っていただきたい。ICTは先生方の業務短縮や学習困難を抱える子どもへの支援に活用してほしい。</p>  |    | <p>げます。<br/>P35<br/><u>なお、ICT環境の活用に当たっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習目的に応じた適切な活用を行い、健康面への配慮や情報モラル教育とあわせて、学校現場が適切に活用できる環境の整備を進めます。</u></p>   |
| 4 | <p>基本方針6<br/>ICTの活用にはもっと慎重になってほしい。<br/>利点もあると思うが、適した年齢と内容をもっと吟味してほしい。<br/>小学校で子供が使用しているが、やりたがらない。使用することで探究心を刺激されたりしないようである。<br/>もちろんLDなどの学習サポートのツールとして活用することなどは、当事者以外への理解促進や、黒板を写真にとること、ノートではなくホワイトボードを利用するなど、当事者の意見をどんどん聞いて進めてほしい。<br/>しかし今つくば市が進めているICTを活用した学びは、特に低学年は、デメリットの方が大きいと思う。<br/>まずは自分たちの「権利」を学ぶことをスタートに子ども達自身の幸福を自分たちで考えて選択できること、ノーといえること、人に頼ることを遊びや授業を通して実践してほしい。ICTの利用については、もっと議論してほしい。生成AIの利用は13歳以上なのに、一部の小学校で導入してい</p> | 1件 | <p>学校におけるICTや生成AIの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。<br/>なお、いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。<br/>【加筆内容】<br/>P35<br/><u>なお、ICT環境の活用に当たっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習目的に応じた適切な活用を行い、健康面への配慮や情報モラル教育とあわせて、学校現場が適切に活用できる環境の整備を進めます。</u></p> |

|   |   |     |  |
|---|---|-----|--|
|   | るときき驚いている。まずは保護者がメリットデメリット、情報処理技術を学ぶ機会を作ってほしい。そして、皆で話し合う場を設けて、その上で子ども達によりよい利用の仕方を考えていきたい。それからでも遅くはないと思う。  |     |  |
| 5 | <p>生成 AI は各企業が利用年齢を 13 歳以上と定めており、小学校での導入方針があるのか懸念している。中学生であっても、まだ「自分で考えること」や「友だちと時にぶつかり合い、仲良くなったり喧嘩したり嫌な思いを経験しながら他人との距離感を学ぶこと」「自分の心を知り、他人の心を考える訓練」をしている最中であり、導入には慎重さが必要だと思う。幼児期からの経験不足や兄弟の少なさ、過保護な養育環境などにより、心の成長の訓練が十分でないまま中学生になっている現状も踏まえていただきたい。</p> <p>AI やタブレットは便利な道具である一方、子どもたちの心の成長を考慮した教育が不可欠である。導入前に必ず「リテラシー教育」と「犯罪防止教育」を行っていただきたい。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盗撮は犯罪であること</li> <li>他人の写真を勝手に SNS に投稿してはいけないこと</li> <li>家から撮った写真をアップすると住所が特定される危険があること</li> <li>生成 AI に個人情報を入力しないこと</li> <li>他人の写真や作品を読み込ませ</li> </ul> | 1 件 | <p>生成 AI の利用に当たっては、国の方針や各事業者が定める利用規約・年齢制限を遵守することを前提とし、児童生徒の心身の発達段階や学びへの影響に十分配慮しながら対応していきます。</p> <p>本計画においては、生成 AI を学習手段として安易に活用することを目的とするのではなく、今後社会の中で生成 AI とどのように向き合っていくべきかを、児童生徒が発達段階に応じて考えていく視点を重視しています。成長過程にある子どもたちにとっては、自ら考えることや、他者との関わりの中で葛藤や失敗を経験しながら心を育てていくことが重要であるとの認識に立ち、実体験や対話を大切にしたい学びを基本としていきます。</p> <p>また、AI や ICT 機器は便利な道具である一方で、使い方を誤れば子どもたちに悪影響を及ぼすおそれもあることから、操作方法にとどまらない情報リテラシー教育やモラル教育を重視していきます。個人情報の取扱いや SNS 上の行為が持つリスク、他者の権利や尊厳への配慮などについて、発達段階に応じて丁寧に指導するとともに、子どもたちの心の成長を</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>ないこと</p> <p>AI が肯定的に応答することで「自分が世界で一番正しい」と錯覚してしまう危険性があること</p> <p>こうした基本的なモラルを、ボタン操作の前に必ず教えていただきたい。学校教育として必須だと考える。ICT 教育の「使い方」とは操作方法ではなく、モラル教育であるべきである。</p> | <p>考慮した教育を行うことを前提に、ICT 教育の在り方を検討していきます。</p> <p>なお、いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり加筆します。</p> <p>【加筆内容】</p> <p>P35</p> <p><u>なお、ICT 環境の活用にあたっては、児童生徒の年齢や発達段階、学習目的に応じた適切な活用を行い、健康面への配慮や情報モラル教育とあわせて、学校現場が適切に活用できる環境の整備を進めます。</u></p>   |
| 6 | <p>P6 目標 2 の「学び」の多様性に対応する場と機会を整える”に対し、基本方針の 4 から 7 の項目だと対応しきれないところが多い。目標 1 に入っている小規模特認校も目標 2 のところにもきちんと明記してほしい。学びの多様化学校の設立も入れたほうがよい。</p>                     | <p>基本目標 2 「『学び』の多様性に対応する場と機会を整える”については、基本方針 4 から 7 に示した取組を中心としつつ、これらに関連する施策や取組も含め、学校内外における多様な学びの場や機会の充実に向けて、総合的に取組を進めていきます。</p> <p>小規模特認校については、小規模校の特色を生かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出することを目的として導入するものであることから、基本目標 1 に位置付けています。一方で、学びの選択肢を広げる取組としての側面も有していることから、基本目標 1 にとどまらず、基本目標 2 とも連動させながら、計画全体で推進していきます。</p> <p>学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置については、現時点において具体的な設置計画はありません。本市では、ハートフル S ルーム（校内フリースクー</p> |

|   |   |     |  |
|---|---|-----|--|
|   |   |     | ル) の設置等により、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことを基本としており、引き続き、学びを継続できる環境づくりに取り組んでいきます。   |
| 7 | <p>図書館サービスの充実や生涯学習社会の推進が計画に明記されている点は歓迎すべきものである。その上で、図書館・博物館・公民館などの社会教育施設を、「不登校児童」「貧困家庭の子ども」「障害や生きづらさを抱えた若者」の居場所・学びの場として明確に位置付けていただきたいと考える。</p> <p>具体的には、まず安心して過ごせる「サードプレイス」としての役割を強化することが重要である。家庭と学校以外に居場所が少ない子どもや若者にとって、図書館や公民館は大切な第三の居場所となり得る。不登校や発達障害の子どもが利用しやすいよう、静かなスペースの整備、スタッフの理解促進、情報提供の充実などを進めていただきたい。</p> <p>次に、学習支援や相談支援との連携を強化することが求められる。図書館や交流センターで、学習支援ボランティア、日本語学習支援、子ども食堂、相談窓口などを複合的に開催することで、支援が必要な子どもや若者に届きやすくなる。教育行政・福祉・地域団体の連携の具体例を計画に書き込み、実効性を高めていただきたい。</p> <p>さらに、バリアフリーやユニバー</p> | 1 件 | <p>図書館サービスの充実や生涯学習社会の推進については、地域全体の学びと支え合いを強化するための重要な取組であると認識しています。図書館・その他公共施設等を、不登校児童や生活困難家庭の子ども、障害や生きづらさを抱える若者の居場所・学びの場として位置付けることは大切な視点だと考えます。静かなスペースの整備やスタッフの理解促進、学習支援や相談支援との連携、さらにバリアフリーやユニバーサルデザインの徹底についても、今後の具体的な取組の参考とさせていただきます。</p> |

|   |   |    |  |
|---|---|----|--|
|   | <p>サルデザインの徹底も不可欠である。身体障害だけでなく、視覚・聴覚・発達障害など多様な特性を持つ人にとって利用しやすいよう、設備や案内、スタッフ研修にユニバーサルデザインの視点を取り入れていただきたい。</p> <p>以上のように、図書館や社会教育施設を「困難を抱えた子ども・若者の居場所」として位置付けることで、生涯学習の理念がより包摂的に実現され、地域全体の学びと支え合いの基盤が強化されると考える。</p>  |    |  |
| 8 | <p>GIGA スクール第2期を踏まえたICT活用や生成AIの導入に言及している点は、先進的であり評価できる。しかしながら、家庭環境や子どもの特性によるデジタル格差、そして人間関係や実体験の希薄化といった懸念についても同時に考慮する必要がある。</p> <p>具体的には、まず家庭環境による格差への配慮が求められる。Wi-Fi環境が整っていない、端末が家族で1台しかない、静かに学べる部屋がないなど、家庭の事情によって不利が生じないように、学校や地域で補える仕組みを重視していただきたい。例えば、放課後の学習スペース開放などが有効な手立てとなる。</p> <p>次に、「人との対話」や「実体験」とのバランスを大切にすることが重要である。生成AIやデジタル教材を活用する一方で、人と人が顔を合わせて話し合う経験や、本物の本・作品・自然・実験など</p> | 1件 | <p>GIGA スクール第2期を踏まえたICT活用や生成AIの導入については、子どもたちの学びを豊かにするための先進的な取組であると認識しています。</p> <p>御指摘いただいたように、家庭環境や子どもの特性によるデジタル格差への配慮、人との対話や実体験とのバランスを大切にする視点、さらに著作権等に関するリテラシー教育の充実は、安心して学べる環境を整える上で重要であると考えています。</p> <p>いただいた御意見を参考に、子どもたちが安心して豊かに学べる教育環境の実現に努めていきます。</p> <p>なお、家庭におけるWi-Fi環境の整備については、経済的な支援が必要な家庭に対し、モバイル型Wi-Fi機器の貸与を行っています。</p> <p>また、「実体験を大切に学ぶの充実」については、P14に主な</p> |

|    |  |     |  |
|----|--|-----|--|
|    | <p>に触れる体験を損なわないように、「実体験を大切に学ぶ」とセットで位置付けていただきたい。</p> <p>さらに、生成 AI の利用にあたっては、著作権や情報モラル、偏見や差別表現などのリスクに対応するため、児童生徒・教職員・保護者向けのリテラシー教育とルール作りを計画に明記することが必要である。</p> <p>以上のように、ICT や生成 AI の導入に際しては「デジタル格差」と「人と人の関わり」を重視し、技術活用と人間的な学びの両立を図ることで、子どもたちが安心して豊かに学べる教育環境の実現につながると考える。</p> |     | <p>取組として記載しています。</p>   |
| 9  | <p>基本目標 2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える、基本方針 5、施策 2 「学校の安全体制の確立」における「防犯、防災体制の充実」(p. 29) について、市内全ての学校に設置されている防犯カメラの管理・活用は、現場では映像確認の余裕がないと聞いている。設置後の運用を学校任せにせず、教育委員会が主体となって適切な管理と効果的な活用を進めていただきたい。</p>   | 1 件 | <p>市立学校に設置している防犯カメラについては、児童生徒の安全確保を目的として整備しているものであり、各学校において適切な管理・運用が行われることが重要であると認識しています。一方で、学校現場の業務状況等により、映像確認や運用面において課題があるとの御指摘については、受け止める必要があるものと考えています。</p> <p>今回お寄せいただいた御意見については、防犯・防災体制の充実に向けた今後の取組を検討する上での参考とさせていただきます。</p> |
| 10 | <p>「通学の安全確保」(p. 29) に関して、働き方改革の影響で保護者と連携した通学路点検が実施できない学校があり、PTA や保護者</p>   | 1 件 | <p>本計画においては、学校の安全体制の確立に向けた取組の方向性を示しており、具体的な実施方法については、各学校の実情等を踏</p>   |

|    |  |    |  |
|----|--|----|--|
|    | <p>団体が機能していない場合には意見を反映する場がない。また、防災防犯ボランティアとの交流がなく、学校へのフィードバック機会が不足している。施策に盛り込むのであれば、学園アンケートと併せて危険個所の意見を収集するなど、保護者や地域の声を学校へ反映させる方法を学務課から各校へ具体的に示していただきたい。</p>   |    | <p>まえながら対応していきます。今回お寄せいただいた、保護者や地域の声を把握・反映する手法に関する御意見については、今後の施策の検討や学校への情報共有を行う上での参考とさせていただきます</p>   |
| 11 | <p>基本方針6、施策1「デジタル学習基盤を活用した学びの充実」(p.33)に関して、第3期計画のパブリックコメントでは「体調不良時にオンライン中継を」との意見に対し、遠隔システムの活用を進める旨の回答があった。しかし現場ではPCの予備やアカウントが不足し、体調不良児童生徒へのオンライン中継に対応できない状況である。感染症流行時にも即応できるよう、リースPCやZoomアカウントの増加など、早急な環境整備をお願いしたい。学びの充実以前に「学びを止めない」施策の実現を強く求める。</p> | 1件 | <p>当市では、感染症流行時や体調不良等により登校が困難な児童生徒の学びを止めないため、遠隔システムを含むデジタル学習基盤の整備・活用を進めてきました。PCの故障時にも、学びを止めない工夫を施し、円滑な運用が行えるよう対応しています。今後、学習者用端末の十分な予備機を導入し、各校へ配備することを予定しています。</p>           |
| 12 | <p>基本方針7「学び」を支える機会を広げる／施策1 図書館サービスの充実 (p.36)<br/>アルスは当初の都市計画では美術館・図書館・地域活動センターが三館に分かれて広く設置される構想であったが、現在は規模が縮小している。都市の成長に伴い、図書館機能の増強をお願いしたい。特に電子書籍やメディア芸術の一環として位置づけられる</p>  | 1件 | <p>図書館機能の増強については、中央図書館のリノベーションに加え、複合機能を持つ新たな図書館整備の検討を進めていきます。資料の充実については、市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味に関する資料に加え、調査研究等に資する資料など、幅広い分野の資料の充実に向けていきます。また、電子図書館サービスについても、引き続き利用しやすい環境</p> |

|    |  |    |   |
|----|--|----|---|
|    | <p>学習漫画・教育漫画をはじめ、マンガ資料、イラストの描き方本、画集、芸術書、外国語資料、外国語コミック、児童書、外国語料理本、雑誌、郷土資料、ビジネス資料など、多様な蔵書の拡充を期待する。</p>   |    | <p>整備と資料の充実を図っていきます。</p>  |
| 13 | <p>基本目標2「学び」の多様性については、既存の学校外の学びの場（フリースクール等）を尊重しつつ、学校が「居られる場」「学びの場」となることが重要であり、総合教育会議等でもその視点で議論されていると認識している。しかし、本計画からはそのメッセージが十分に伝わってこない。方針や施策においても、この視点を明確に盛り込んでいただきたい。また、「誰もがわかるユニバーサルデザイン授業」とは具体的にどのような授業を指すのか、誰が何を「わかる」ことを目標とするのかが不明確である。従来の指導要領に基づく「理解させる」理念は1960年代までは効果があり基礎学力向上に寄与したが、現代はその時代ではなく、学ぶべきことをその場で考え、話し合う教育が必要である。したがって、この表現については再考を強く求める。さらに、「みんなが幸せになる特別支援教育」の「みんな」とは誰を指すのかが曖昧である。すべての子どもが同じ場で学び、必要に応じてその場で支援を受けられる形を基本とし、希望がある場合のみ「取り出し」が行われる仕組みでなければ「みんな」とは言え</p> | 1件 | <p>本計画は、つくば市教育大綱が掲げる「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて策定しています。</p> <p>学校が「居られる場所」「学びの場」となることについては、基本目標1・基本方針2・施策2において、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保するため、専任職員を配置したハートフルSルーム（校内フリースクール）を市内全ての小中義務教育学校に設置するなど、個に応じたきめ細やかな支援を行うことなどを記載しています。</p> <p>「誰もがわかるユニバーサルデザイン授業」については、具体的には、授業のねらいや流れを明確に示すとともに、口頭説明に加えて図や写真等を用いた視覚的な情報提示を行うなど、児童生徒一人ひとりの理解度や特性の違いを踏まえ、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりを指しています。本計画では、こうした授業づくりを「合理的配慮に基づいた支援や工夫」と表現しています。</p> <p>また、「みんなが幸せになる特別支援教育」における「みんな」とは、児童生徒一人ひとりに加え、</p> |

|    |   |    |   |
|----|---|----|---|
|    | <p>ないのではないかと。少しでも一緒にいる時間を増やす方向で検討していただきたい。</p> <p>加えて、環境をユニバーサルデザイン化するのであれば、施策2の5の1と連動させ、バリアフリー化を進める考え方を定めていただきたい。そこに必要な子どもがいるなら整える、という考え方を明確にさせていただくことを要望する。</p> |    | <p>教職員や保護者など、教育に関わる全ての関係者を指しています。可能な限り全ての児童生徒が共に学ぶ時間を確保しながら、一人ひとりの状況や希望に応じた支援が行えるよう、取組を進めていきます。</p> <p>環境のユニバーサルデザイン化については、基本目標2・基本方針5・施策1「学校施設の改修及び教育用備品等の充実」との連動を図り、学校施設のバリアフリー化など、適切な環境整備に取り組んでいきます。</p>             |
| 14 | <p>P24 先生たちが働きたい学校を選べるような制度を整えてほしい。今は同じ学年で足並みを揃えることを重視しすぎて窮屈に感じている先生もいるのではないかと。先生たちが自分のやりたい授業ができるよう、自由裁量を増やせるような制度にしてほしい。</p>                                     | 1件 | <p>教職員の人事異動や配置については、茨城県の所管となっています。</p> <p>本市としては、教職員一人ひとりがそれぞれの強みを生かしながら教育活動に取り組めるよう、教職員の働き方改革を進め、業務負担の軽減を図るとともに、教職員研修の充実等を通じて資質・能力の向上を後押ししていきます。</p>   |
| 15 | <p>P31 学校給食を中心に、つくば市を有機農業のまちにしてほしい。もっと米食を増やしてほしい。今の給食のパンは甘くて体に悪い。おかずにも砂糖を使わないでほしい。食べ物の自然の旨みを感じられるような食育にしてほしい。牛乳も選択制でよいのではないかと。</p>                                | 1件 | <p>学校給食については、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、有機農産物を積極的に活用するとともに、児童生徒の健全な成長に資する安全で質の高い給食の提供に取り組んでいます。</p> <p>献立作成においては、栄養バランスやバラエティに富んだ献立の提供を大切にしています。そのため、米飯の提供回数は現状のままとし、献立のバリエーションを保ちつつ、より多くの児童生徒に米飯の魅力を感じていただけるよ</p> |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    |   |     | <p>う工夫していきます。</p> <p>また、学校給食の献立は、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示した「学校給食実施基準」に基づいて作成しており、特にカルシウムは、1日当たりの食事摂取基準とされる推奨摂取量の約50%以上を給食で摂取するよう基準値として定められています。</p> <p>このことから、学校給食で提供される牛乳は、成長期に必要なカルシウムやエネルギー、たんぱく質を摂取する上で大切な役割があると考えています。</p> <p>なお、調理における砂糖の使用については、今後の参考にさせていただきます。</p> |
| 16 | P32 廃食を各学校でコンポストにして肥料にするような取組をしてほしい。  | 1 件 | <p>給食残渣については、減量化を図るとともに資源化について調査研究を行っています。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| 17 | P33 ICT はフィンランドのように学力低下の原因となることが分かったためアナログに戻るところもある。学校の現状をこどもたちに聞くと、タブレットの時間はゲームをしたり友達の悪口を言い合うツールになっているそうだ。先生がくる直前に画面を切り替えるので、先生たちは気が付かないという。目、姿勢、脳に悪影響があり、自宅でもスマートフォンづきのこどもたちに、あえて学校でタブレットを使わせるメリットはないと思う。むしろアナログな実体験、本物を重視した取組をしてほしい。 | 1 件 | <p>学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p> <p>また、学習者用端末について、学習以外の目的での利用が行われないよう、活用ルールや指導の在り方について引き続き検討を進めていきます。</p> <p>本市においては、ICT の活用のみを重視するのではなく、実体験や対話、本物に触れる学びを大切にしながら、学びの充実を図っていきます。</p>                         |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
| 18 | <p>p. 36<br/> 滞在型図書館サービスはすでに古い概念ではないか。<br/> 図書館職員の調査研究支援能力向上とのことだが、まず司書を正規職員として配置してほしい。</p>   | 1 件 | <p>図書館サービスについては、落ち着いて学び、調べ、過ごすことができる滞在型の機能を大切にしつつ、複合的な機能を備えた新たな図書館整備の検討を進めていきます。<br/> また、来館にとらわれない学びを支えるため、電子図書館サービスの充実にも取り組んでいきます。<br/> 司書の任用形態については、業務内容や役割、他自治体の状況等も踏まえながら、今後の在り方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>  |
| 19 | <p>国や県の教育プランを参酌し、さらに市独自の特色を加えてすべてを実行しようとするのが、先生や子どもたちの疲弊につながっていないか注意が必要である。現場では調査や報告書、アンケートなどの事務処理が増え、業務過多になっていると聞く。教員不足が全国的な課題であるにもかかわらず、本計画では基本方針4に記載されているだけで優先順位が高いとは言えない。働き方改革の一環として、昼休みや給食時間を短縮し子どもを早く下校させることで教員の勤務時間を削減するという考え方は残念である。まずは現場の先生の声聞き、負担となっている業務を精査・軽減することが必要である。小学校では一人の先生が5教科を担当することが大きな負担となっているため、教科担任制を導入し、先生が得意分野を生き生きと教えることで子どもたちに学びの面</p> | 1 件 | <p>本計画における基本方針の番号については、施策を体系的に整理するために付しているものであり、優先順位を示すものではなく、いずれの取組も重要なものとして位置づけています。<br/> 教職員の働き方改革については、本市としても重要な課題であると認識しており、働き方改革の推進に当たっては、学校現場の実情や教職員の声を踏まえながら、負担軽減につながる取組を進めていきます。<br/> また、小学校における教科担任制については、現在5・6年生において導入しており、教職員がそれぞれの専門性や得意分野を生かした指導が行えるよう取り組んでいます。</p> |

|    |  |    |   |
|----|--|----|---|
|    | 白さを伝える工夫も検討していただきたい。   |    |   |
| 20 | ちびっこ博士のスタンプ収集がデジタル化されたことで、子どもたちが楽しみにしていた「手帳にスタンプを押す喜び」が失われたことが残念である。何でもデジタル化を推進するのではなく、紙で行うことの良さやメリットも忘れないでいただきたい。デジタル教材についても、紙で学習した場合との記憶定着の違いや弊害の有無を検証する価値がある。北欧諸国が紙回帰している事例や、全国学力テストで学力低下が指摘されていることも踏まえ、ICT教育との因果関係を検証していただきたい。   | 1件 | ちびっ子博士におけるスタンプのデジタル化については、運営の効率化やスタンプ管理の負担軽減などを目的として実施したところですが、紙で行うことの良さがあるとの御意見は、今後の事業の在り方の参考とさせていただきます。また、デジタル教材の活用については、国際的な動向や学習効果に関する知見を踏まえながら、紙教材との特性の違いにも配慮し、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な活用の在り方を検討していきます。 |
| 21 | ICTが万能ではない。<br>小学生のうちからICTを取り入れるのはいいが、生成AIにしろVRにしろ技術の一過性にしかすぎない。子供達はパソコンやインターネットに使われてほしくない。むしろ新しい技術や価値を生み出してほしいので、想像力や観察する力、発見する力を鍛えてほしい。<br>技術は進んでも生身の人間の身体は進化しない。<br>また、判断基準がない子供にとって、正しいことと間違っていることが混在しているインターネットに触れることは、その価値観に取り込まれることを意味します。インターネットでなんでもできるみたいなことは、刷り込ませたくない。 | 1件 | 学校におけるICTの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。   |

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
| 22 | <p>24 ページ 教職員研修の充実<br/>「プログラミング学習や生成 AI と向き合う学び等(中略)あり方についての研修を充実させます。」とありますが、現時点で、十分な研修はされているのだろうか?と気になった。<br/>そもそも私は ICT 教育の推進には慎重になってほしいとの考えであり、すでに多忙すぎる先生方に、プログラミングや生成 AI、ビッグデータの活用などのために、さらに時間と労力を割いていただいでまでして ICT 教育を進める必要があるのか?という点で、そもそも疑問がある。</p> | 1 件 | <p>プログラミング学習や生成 AI と向き合う学び等については、これまでも教職員研修を実施しており、情報モラルや活用上の留意点を含めた理解の促進を図ってきました。<br/>これらの分野は、今後の社会を生きる子どもたちにとって必要な資質・能力の育成につながるものであることから、引き続き適切な研修の実施が必要であると考えています。<br/>一方で、教職員の多忙化は重要な課題であると認識しており、研修の内容や方法については、働き方改革を進めながら、教職員に過度な負担を生じさせないように工夫しつつ実施していきます。</p> |
| 23 | <p>33 ページ GIGA スクール構想第 2 期の推進<br/>「いつでもどこでも ICT を活用した学びを可能に」とあるが、なんでも ICT、その必要は本当にあるのか。<br/>大人の都合で ICT 教育を一つでも多く導入することが目的になってしまっているようにも感じ、教育がビジネスになっているようで心配になった。</p>  | 1 件 | <p>学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p>  |
| 24 | <p>34 ページ ICT 環境の計画的な整備<br/>ハード面とソフト面の整備について書かれているが、学校教育において、本当にそこまで必要なのか。<br/>学びも遊びも、あらゆる体験がデジタルになってしまい、心と体を健やかに育むことが本当にでき</p>  | 1 件 | <p>学校における ICT 環境の整備や活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。<br/>本市においては、学びや体験の全てをデジタル化することを目的とするのではなく、五感を使っ</p>   |

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
|    | <p>るのかなと、とても疑問である。「未来をひらく学び」も「一人ひとりが幸せな人生を送る」ことも、デジタルの学びや体験ではなく、五感を使った実体験によって生まれるものではないか。</p>  |     | <p>た実体験や対話、本物に触れる学びを大切にしつつ、必要に応じてICTを活用することで、心と体の健やかな成長と学びの充実の両立を図っていきます。</p>   |
| 25 | <p>6 ページ「2 の 4 学校の教職員の働きやすさの充実」に関して、現状改善を強く望む。</p> <p>息子は発達障がい特性により情緒支援級に在籍していますが、学校という環境のハードルが高く不安が大きいため、5月から不登校となり在宅生活を続けている。母である私も仕事を辞めて子どもに向き合う日々だが、同じような境遇の保護者と話す中で、つくば市内の学校によって対応に大きな差があることが分かった。例えば、30人以上の生徒に対して担任が1人で対応している学校もあり、支援級では支援員の配置や配慮があるものの、授業を進めるためには「常に話を聞ける姿勢」が求められ、それを強要せざるを得ない状況がある。先生方も多くの課題を課し、自身の業務にも追われる中で、穏やかな感情で一人ひとりに向き合うことには限界があるのは当然である。一方で、補助教員が手厚く配置されている学校もあり、現場の人員体制に差があることが課題だと感じる。</p> <p>教育相談センターへの相談、放課後デイサービスの利用検討、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を進</p> | 1 件 | <p>学校現場における教職員の働きやすさの確保については、児童生徒一人ひとりに丁寧に向き合うための前提条件であり、本市としても極めて重要な課題であると認識しています。特に、発達特性のある児童生徒や不登校の状況にある児童生徒への対応においては、教職員に十分な時間的・心理的余裕がなければ、きめ細かな支援を行うことが難しいという御指摘は重く受け止めています。市では、校務の効率化やICTの活用による事務負担の軽減、学校サポーター等のサポートスタッフの配置などにより、教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ることで、教職員の業務負担や心理的負担の軽減に努めていきます。</p> <p>学校現場におけるサポートスタッフ等の人員配置については、これまでも学校規模等を踏まえた適正配置に努めてきましたが、今後は、より一層学校現場の実情や保護者からの声を踏まえ、教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合える体制の充実に向け、改善を図っていきます。あわせて、関係機関との連携や校内での情報共有の在り方についても、教職員</p> |

|    |   |     |  |
|----|---|-----|--|
|    | める中でも、学校に提案や情報共有をしても教員間での共有が十分に行われず、後回しにされる印象がある。先生方にもっと余裕があれば、子どもにとってより良い方向性が望めるのではないか。したがって、学校現場の教職員がゆとりを持って働ける環境を整備し、具体的にストレスを緩和する取組を進めていただきたい。                                      |     | の負担軽減につながるよう工夫を重ねていきます。  |
| 26 | 24 ページの教職員研修の充実について、新しいことを学び続けるのは大切だが、タスクが増えるばかりでは教員が潰れてしまう。いろいろなことをやめたり、教員一人一人が選択できると思う。   | 1 件 | 教職員研修については、研修内容の充実が重要である一方、教職員の負担が過度に増えることは課題であると認識しています。本計画では、働き方改革を進めながら業務の見直しや効率化を図り、教職員に過度な負担を生じさせることなく、必要な研修を実施できるよう努めていきます。また、教職員一人ひとりが必要に応じて研修を選択できる在り方についても、今後の取組の参考としていきます。 |
| 27 | 教育振興計画（6 ページ）に記載されている「ICT を活用した学びの推進」について<br>ドローンや VR を活用した体育授業が行われていると聞くが、VR は 13 歳以上推奨とされていることも踏まえると、危険が多いと感じる。体育は本来、基本的に体を動かすことで健康や基礎体力を守ることが目的であり、デジタル機器に依存する授業はその本質から外れてしまうのではないか。 | 1 件 | 学校現場における実態を把握した上で、ドローンや VR 等の活用については、安全性や年齢制限、教育的効果を十分に考慮し、適正な利用に努めていきます。体育の授業については、体を動かすことを通じて健康や基礎体力を育むことを本来の目的としており、デジタル機器の活用は、その目的を補完する範囲で、学習内容や児童生徒の発達段階に応じて適切に運用していきます。        |
| 28 | 現在、子どもたちは幼少期から家庭でデジタル機器に触れる機会が多いにもかかわらず、学校でも  | 1 件 | 非認知能力の育成には、仲間と体を動かし、協力や競争を通じて社会性を育むことが不可欠である   |

|    |  |     |  |
|----|--|-----|--|
|    | さらにデジタル活用が増えることには不安を覚える。五十嵐市長が掲げる「非認知能力を大事にする」という理念に反しているのではないか（14 ページ）。   |     | と認識しています。いただいた御意見を参考に、ICT 活用の推進にあたっては、教育効果のみならず非認知能力の育成とのバランスを十分に考慮し、子どもたちが仲間と関わり合いながら心身を育む活動を損なわないよう、現場に即した取組を進めていきます。  |
| 29 | 24 ページ<br>あわせて、プログラミング学習や生成 AI と向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。<br>→生成 AI 活用が自ら「学ぶ」ことにどうつながるのか。 | 1 件 | 当該箇所においては、教職員が児童生徒に一方的に答えや最適解を示すのではなく、児童生徒自身が考え、試行錯誤しながら学びを深めていく授業を実現するための指導法について、教職員が学ぶ研修の充実を意図しています。<br>生成 AI については、今後社会の中で生成 AI などの先端技術とどのように向き合い、適切に活用していくべきかを考える視点を含め、授業づくりや指導の在り方を検討するための研修として位置付けています。                                    |
| 30 | 33 ページ<br>ICT を活用した学びを推進する<br>→非認知能力を重視することと ICT 教育推進は矛盾しないのか。   | 1 件 | 本計画における「ICT を活用した学びの推進」は、単にデジタル機器の使用を増やすことを目的とするものではありません。児童生徒が自ら考え、他者と協働し、試行錯誤しながら表現する力を育むための一つの手段として、ICT を位置付けています。<br>非認知能力の重視と ICT 教育は必ずしも矛盾するものではなく、学習の進め方や活用の仕方によっては、自己調整力や協働性、粘り強さ、好奇心といった非認知能力を育むことにつながる側面もあると考えています。<br>そのため、本市では、実体験や対 |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    |   |     | 話を大切にした学びを基本としつつ、学習の目的や児童生徒の発達段階に応じて、ICT を効果的に活用することで、非認知能力の育成にも資する学びを進めていきます。  |
| 31 | 科学の街であるつくば市は ICT の最先端の拠点を持つことを誇りにできますが、そこで活躍する研究者や科学者の多くは、子ども時代に自然の中で遊び、身体を動かし、豊かな実体験を積み重ねてきたはずである。ICT 教育の過度な推進は危険であり、せめて保護者や子どもが選択できる仕組みを導入していただきたい。例えば「我が家はタブレット学習をしません。紙の教科書を使用します」と選べるようにしてほしい。 | 1 件 | いただいた御意見を参考に、ICT 活用の在り方については、保護者や児童生徒の多様なニーズを尊重し、学びの選択肢を広げる方向性も含めて検討していきます。   |
| 32 | ICT 教育は適切な頻度・適切な年齢で導入すべきであり、小学生には弊害が大きすぎる。高校生からでも十分である。さらに、家庭にインターネット環境がない場合、宿題ができないという本末転倒な事態も起こり得る。   | 1 件 | 本計画における ICT 教育の推進は、児童生徒の発達段階に応じた適切な活用を前提としており、低学年から一律に高度な ICT 利用を求めるものではありません。むしろ、学年や教科の特性に応じて、紙教材や体験活動と組み合わせながら、学びを支援する補助的な手段として位置づけています。また、家庭のインターネット環境の有無によって学習機会に格差が生じないように、学校での学習環境整備を基本とし、宿題や課題の在り方についても柔軟に対応できるよう配慮していきます。 |
| 33 | 実際の子どもたちの声もぜひ聞いていただきたい。中学 1 年生の子どもは「タブレットは操作に時間がかかり、書いた方が早い」と   | 1 件 | 子どもたち自身の感じ方や意見を把握することは、教育の在り方を考える上で重要であると本市としても認識しています。御指摘  |

|    |   |     |  |
|----|---|-----|--|
|    | <p>言っています。生活科や理科の授業でのアサガオ観察も、写真を撮るより自分の目で見て指先で描く方が、教育効果も尊さも大きいはずである。</p>  |     | <p>のように、手で書くことや自分の目で観察し、描くといった実体験は、学びの深まりや感性の育成に大きな意義があります。ICTは、こうした学びを代替するものではなく、必要な場面で補助的に活用されるべきものと考えています。本市では、子どもの発達段階や実際の学習の様子を踏まえながら、実体験を基盤とした学びを大切にした教育を進めていきます。</p>  |
| 34 | <p>先生方の負担軽減や働き方改革の観点からも、これ以上新しい業務を増やさないでいただきたい。</p>   | 1 件 | <p>本計画においても、教職員の負担軽減と働き方改革は重要な柱と位置づけており、新しい施策を導入する際には、現場の業務量や教職員の負担に十分配慮することを前提としています。特に、ICTの活用や新しい研修の充実については、教職員の業務を増やすのではなく、業務の効率化や校務支援につながる形で設計することを重視しています。</p>  |
| 35 | <p>24 頁<br/>基本目標 2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える<br/>そのすぐ下に教職員のことが書かれているが、学びの多様性に対応する場と教職員の環境が一番目につながることに違和感を感じる。基本目標の文言と内容の見直しが必要ではないか。<br/>また、教職員だけでなく、幼児教育保育に関わる職員の増員や人員配置の改善も計画に入れてほしい。</p> | 1 件 | <p>基本目標等の記載順については、第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会において慎重な議論を重ねた上で整理しています。計画案の策定に当たっては、読み手にとって分かりやすく、子どもたちの成長や未来を後押しする明るい計画となるよう、未来志向の視点から現在の順序としています。<br/>なお、基本目標や基本方針の記載順は、施策の優先順位を示すものではありません。<br/>また、幼児教育・保育に関わる職員体制については、基本目標 1・</p> |

|    |   |    |   |
|----|---|----|---|
|    |   |    | 基本方針1・施策2において、少子化等の社会情勢や利用者ニーズを踏まえた公立幼稚園の運営体制の検討を通じて、幼児教育の質の充実につなげていく旨を記載しています。今後も、幼児期からの切れ目ない学びを支える観点から、必要な人員配置や体制整備を進めていきます。  |
| 36 | <p>教職員の職場環境改善には賛同するが、学び推進課・総合教育研究所・許育相談センターに配置した指導主事の助言や各種研修講座などで、本当に現場は改善、活性化されるのか。助言や研修は押し付けになっていないか。まずは現場のニーズの把握をお願いしたい。</p> <p>ただし、多様性やLGBTQ、性教育（犯罪等も含め）等、数年前、数十年前とは変わってきているテーマに関しては、経験年数、新人、ベテラン関係なく知識や対応の共有等についてアップデートが必要である。</p> | 1件 | <p>教職員の職場環境の改善にあたっては、指導主事による助言や研修が一方的なものとならないよう、学校現場の実情や課題を丁寧に把握することが重要であると認識しています。本市では、学校からの相談や要望を踏まえた支援を基本とし、現場の声を生かした取組を進めています。一方、多様性やLGBTQ、性教育、防犯等の分野については、社会状況の変化を踏まえ、経験年数に関わらず共通理解や対応力の向上が求められる重要なテーマであると考えています。これらについては、教職員が安心して対応できるよう、知識の共有や研修を通じた支援を行っています。</p> |
| 37 | <p>子どもたちが学校でタブレットを使用しているが、実際の声を聞く限り有効に活用されていないように感じる。ボランティア等で学校を訪れた際にも、充電不足など電源問題があり、授業に集中できない子や周囲を妨げる子が出て、比較的きちんと取り組む子との格差が広がっている印象を受けた。メリットは理解できるが、デメリットも大きいと感じる。</p>   | 1件 | <p>本計画におけるICTの活用は、全ての児童生徒にとって学びの質を高めることを目的とするものであり、実際の学校現場においてその効果が十分に発揮されているかについては、継続的に状況を確認していく必要があると考えています。</p> <p>今後は、充電環境を含む運用面の課題や、授業における活用方法について学校現場の実態を把握し、</p>   |

|    |   |    |  |
|----|---|----|--|
|    |   |    | 児童生徒が安心して学習に取り組めるよう、改善に努めていきます。  |
| 38 | 探究学習でタブレットを使って調べることが多くなり、図書室で調べ物をする役割が失われている。基本方針7で「図書館サービスの充実」と掲げながら、実際には子どもたちが図書室を利用していない現状があり、計画が中途半端にならないか懸念する。                       | 1件 | 本計画における「図書館サービスの充実」は、ICT活用と対立するものではなく、紙の資料や図書館での調べ学習を重視しつつ、ICTと組み合わせて多様な学びを支えることを意図しています。図書館は、単なる情報収集の場ではなく、静かな環境で集中して学ぶ場、書物を通じて深い思考や感性を育む場として重要です。ICT活用と図書館利用の両立を図っていきます。             |
| 39 | ICT教育を完全にやめることは難しいと思うが、無駄な税金を使わず、子どもの心の充実や学びの深まりにつながる方法を優先してほしい。教員の業務効率化にはICTを活用していただきたいが、子どもの学びにおける過度なデジタル化は必要ない考える。                     | 1件 | 学校におけるICTの活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。  |
| 40 | 最近の子どもたちは不器用で体力も低下していると言われている。幼少期から電子機器に長時間触れることで、手を使った遊びや自然体験が減少していることが原因と考えられる。小学校では特に、ICT教育よりも体や指先を使い、友だちと真のコミュニケーションを取る時間を重視していただきたい。 | 1件 | 学校におけるICTの活用については、全ての教育活動に一律に導入するのではなく、学習の目的や児童生徒の発達段階に応じて、必要な場面で補助的に活用するものと考えています。<br>体を動かす活動や手や指先を使った体験、自然や身近な環境に触れる学び、友だちとの関わりを通じたコミュニケーションなど、実体験を重視した学びが重要であるとの認識に立ち、教育活動を進めていきます。 |
| 41 | 電子機器の利用を制限し、休み時間を増やすだけでも、子どもたち  | 1件 | 電子機器の利用と休み時間の在り方については、子どもたちの学  |

|    |  |     |  |
|----|--|-----|--|
|    | の学校生活はより充実すると思う。   |     | 校生活の充実や心身の健やかな成長に関わる重要な視点であると認識しています。<br>御提案の内容については、学校における学習と生活のバランスを考える上での一つの示唆として受け止めさせていただきます。   |
| 42 | 主な取組は大変良いと思いますが、研修内容に「子どもは脳も身体も発達過程にある」という点を再確認し、プログラミング学習や生成 AI に触れさせる年齢について再検討することを加えていただきたい。デジタル教育の先進国から子どもへの影響や弊害を学び、後々に悪影響が出ないようにしていただきたい。            | 1 件 | 学校における ICT の活用については、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。  |
| 43 | 一人一台端末の効率的活用については、年齢が考慮されていないことに大きな不安を感じる。小学生から端末を持ち歩く必要はないのではないか。これは p.8～p.14 に掲げられている方向性とも矛盾しているように思う。ICT 教育は、不登校や病気・障害などで集団教育が難しい場合など、特殊なケースでこそ有効だと考える。 | 1 件 | 本市としても、ICT 教育は子どもの発達段階に応じて適切に活用することが重要であると考えており、年齢に応じた利用方法や端末の持ち運びの在り方についても、今後慎重に検討していきます。あわせて、ICT は全ての児童生徒に一律に活用するものではなく、不登校や特別な配慮を要する児童生徒の学びを支える有効な手段として活用することも重要であると考えています。 |
| 44 | 子どもたちの発達段階に応じて、まずは直接会話や友だちとの交流、実際に見たり聞いたり触ったり作ったりする「実体験」を重視すべきである。失敗も含めて経験から学ぶ時間を多く確保することが大切である。その後で ICT 教育を適切な場面で活用すれば、効果的な教育機会となる。                       | 1 件 | 基本目標 1・基本方針 2・施策 3 において、「実体験を大切にする学びの充実」を掲げています。子どもたちの好奇心を刺激する実体験や人との関わりを通じた学びが、子どもの成長の基盤であるとの認識に立ち、取組を進めていきます。<br>学校における ICT の活用について  |

|   |  |
|---|--|
| <p>アメリカやヨーロッパなど、ICT教育を先行して導入した国々から子どもへの影響や弊害を学び、つくば市が子どもを守る政策を先取りして「正しい意味での先進国」になってほしいと願う。</p> <p>表紙に掲げられた「世界のあしたが見えるまち TSUKUBA」が、子どもを守るすばらしい政策を持つまちであってほしい。そのためには、デジタル教科書や一人一台端末はできるだけ高学年（中学生後半～高校生）からとし、低年齢では実体験を豊富にできる、コミュニケーション豊かな学校教育を望む。映画『夢見る小学校』や大阪の大空小学校のような教育を行う学校を増やす計画をぜひ検討してほしい。</p> | <p>は、国際的な動向や国の方針、教育効果に関する知見等を踏まえながら、児童生徒の発達段階や学習内容に応じた適切な在り方を検討していきます。</p> |
|---|--|

○ 第3章 施策の展開 基本目標3 について

| No. | 意見概要   | 意見数 | 市の考え方  |
|-----|--|-----|--|
| 1   | <p>基本方針9、施策2「地域と連携した活動の充実」(p.43)における「地域と学校が対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化」は大変意義深いものである。しかし現状の「学校支援ボランティア」は学校のお手伝いという位置づけに留まり、対等な連携・協働には至っていない。各校でボランティアが学校のランドデザインを理解し、意見交換できる場を毎年度初めに設けることで、真の【連携・協働】に近づけると考える。したがって記載を「地域と学校が『交流の機会を持ち、』対等な立場で連携・協働</p> | 1件  | <p>当市では、地域と学校が対等な立場で連携・協働し、子どもたちの学びや育ちを支える地域学校協働活動の推進を目指しています。御指摘のとおり、地域との関わりが学校支援にとどまらず、相互に理解を深めながら連携・協働を進めていくことは重要であると認識しています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、以下のように修正します(P43)。</p> <p>【修正前】<br/>地域と学校が _____<br/>対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。</p> |

|   |  |     |  |
|---|--|-----|--|
|   | して行う地域学校協働活動の活性化」と修正し、人材活用から人材交流へと発展させ、地域と共に学び合い育ち合う教育の理念に沿った推進をお願いしたい。  |     | 【修正後】<br>地域と学校が <u>交流の機会をもち、</u> 対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。   |
| 2 | 教育 DX や教育データの利活用に当たっては、学力や出欠状況等の指標だけでなく、児童生徒のウェルビーイングに関する指標もあわせて把握し、支援につなげていただきたい。<br>また、デジタル活用による負担軽減と同時に、対面での相談・人とのつながりを大切にする「つくば市版ハイブリッド教育DX」を推進していただきたい。 | 1 件 | 教育 DX や教育データの利活用については、御指摘いただいたように、デジタル活用による負担軽減と同時に、対面での相談や人とのつながりを大切にすることは、子どもたちが安心して学べる環境づくりに資するものと考えます。いただいた御意見を参考に、今後の取組に活かしていきます。   |
| 3 | P42 学校に地域の人がいいつでも集まれる場所をつくってほしい。また放課後、校庭を開放し、地域の人たちが集まって見守るなか、子どもたちが残って遊んで帰れるようになると素敵だと思う。   | 1 件 | 学校と地域との連携については、コミュニティ・スクールの取組を通じて、地域住民が学校運営に参画し、学校を核とした地域づくりを進めています。<br>学校施設の活用や放課後の在り方については、安全管理や運営体制等を踏まえる必要がありますが、コミュニティ・スクール協議会での議論等を通して、地域と学校により良い関係づくりに向け、いただいた御意見を参考に進めていきます。 |
| 4 | 筑波山登山遠足の再開を希望する。つくば市民にとってのランドマークである筑波山から学ぶことは、地域理解にもつながる。また、市の公園である洞峰公園も季節ごとに学びの場として活用していただきたい。  | 1 件 | 基本目標 3・基本方針 8・施策 1 において、地域の自然や文化を生かした学びの推進を掲げており、筑波山をはじめ、桜川や小貝川、洞峰公園などの身近な自然環境を学びの場として活用することは、地域理解を深めるとともに、社会性や SDGs の視点を育む上でも重要であると認識しています。   |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>筑波山登山遠足については、つくば市にとって象徴的な地域資源であり、教育的意義のある取組である一方で、児童生徒の安全確保や体力差への配慮、学校現場の負担なども含め、総合的な検討が必要であると考えています。</p> <p>御意見を今後の参考としつつ、地域の自然や公園等を活用した体験的な学びについて、各学校の実情に応じた形での充実に努めていきます。</p> |
|--|--|--|---|

○ その他の意見 について

| No. | 意見概要   | 意見数 | 市の考え方   |
|-----|--|-----|---|
| 1   | <p>子どもへの発展的な学びの場の整備</p> <p>理科・数学・歴史・医学・栄養・スポーツ・データサイエンス・アートなどに強い興味を持つ子どもや、伸びる可能性の高い子どもに対して、市内研究所・大学・病院・企業と連携した発展的な教育プログラム（サイエンスキャンプ、ヘルス・ラボ見学、研究者による出前授業など）を拡充していただきたい。</p> <p>また、学校外での学びと休暇を組み合わせた「ラーケーション」のような仕組みを整え、研究機関見学や健康・食育プログラムを親子で体験できる場を設けることで、探究心やキャリア形成、健康リテラシーの向上につながると考える。</p> | 1件  | <p>子ども一人ひとりの興味・関心や可能性に応じた発展的な学びの機会を充実させることは、本市の特色を生かした教育として重要であると認識しています。研究機関や大学、企業等と連携した体験的・探究的な学びについては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、学校外での学びと休暇を組み合わせた「ラーケーション」については、茨城県において制度化されている取組であり、研究機関見学等にも活用できる制度となっています。</p> |
| 2   | <p>大人・求職者・障がい者へのリスキリング推進</p> <p>生活習慣病予防やメンタルヘル</p>   | 1件  | <p>求職者や非正規労働者、子育てや介護で離職した方、障がい者や高齢者など、多様な方々が安心して</p>  |

|   |   |     |   |
|---|---|-----|---|
|   | <p>スの維持には、安定した就労と「学び続けられる環境」が不可欠である。求職者や非正規労働者、子育て・介護で離職した方、障がい者、高齢者などが、無理のないペースで参加できる E ラーニング、夜間・週末の社会人講座や地域学習の場、健康・栄養・運動・生活管理に関する講座と職業スキルを組み合わせたプログラムにアクセスしやすくなるよう、市として支援や情報提供を強化していただきたい。オンラインと対面を組み合わせることで、心身の負担が大きい方でも参加しやすい仕組みを検討していただきたい。</p>      |     | <p>学び続けられる環境を整えることは、安定した就労や生活習慣病予防、メンタルヘルスの維持に資する重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、E ラーニングや夜間・週末の社会人講座、地域学習の場の充実に加え、健康・栄養・運動・生活管理と職業スキルを組み合わせたプログラムの提供、さらにオンラインと対面を組み合わせた柔軟な仕組みは、心身の負担が大きい方でも参加しやすい環境づくりにつながるものと考えます。いただいた御意見を参考に、支援や情報提供の強化を進め、誰もが学び続けられる社会の実現に努めていきます。</p> |
| 3 | <p>障がい者・高齢者の就労機会創出<br/>市内研究機関には膨大な研究データや紙資料、図面、実験記録、論文コピーなどが存在し、今後デジタルアーカイブ化やデータ整理のニーズが高まると考えられる。これらの整理・スキヤニング・入力作業・資料のラベリングなどは在宅勤務や短時間勤務と相性が良く、就労継続支援事業所や障がい者雇用、高齢者の生きがいつくりの仕事として活用できる可能性がある。つくば市として研究機関・大学・企業と連携し、こうした業務を積極的に委託する仕組みづくりを検討していただきたい。</p> | 1 件 | <p>障がい者や高齢者の就労機会創出については、生きがいつくりや社会参加の促進に資する重要な取組であると認識しています。御指摘いただいたように、研究機関等におけるデータ整理やアーカイブ化業務は、在宅勤務や短時間勤務と相性が良く、就労継続支援事業所や障がい者雇用の場として活用できる可能性があります。いただいた御意見は、福祉部など、関連する担当部局へ共有させていただきます。</p>  |
| 4 | <p>障害者優先調達推進法の活用<br/>データ整理・スキヤニング・入力業務、健康関連パンフレット作</p>  | 1 件 | <p>障害者優先調達推進法の活用については、障がい者の経済的自立や社会参加を進めるための重要</p>  |

|   |  |     |  |
|---|--|-----|--|
|   | <p>成・封入作業、イベント運営補助などについて、障害者優先調達推進法を積極的に活用し、市として率先して発注していただきたい。これにより、障がい者の経済的自立や社会参加を進めると同時に、孤立防止・メンタルヘルス悪化予防・生活習慣改善にもつながり、「健康つくば21」の目標とも整合的になると考える。</p>                                       |     | <p>な取組であると認識しています。いただいた御意見は、福祉部や保健部など、関連する担当部局へ共有させていただきます。</p>  |
| 5 | <p>健康・教育・雇用を一体で考える視点<br/>本計画の中に「健康づくりを教育・雇用・福祉・産業振興と一体で進める」という視点を明文化し、子どもには、興味に応じた発展的な学びと職業観形成、大人には、リスキリングと安定した就労機会、障がい者・高齢者には、無理のない社会参加と収入確保を通じて「健康格差」や「所得格差」が健康に与える影響を軽減する方向性を示していただきたい。</p> | 1 件 | <p>健康づくりを教育・雇用・福祉・産業振興と一体的に推進する視点については、社会全体の持続的な発展に資する重要な考え方であると認識しています。御指摘いただいたように、子どもには発展的な学びと職業観形成の支援、大人にはリスキリングと安定した就労機会の提供、障がい者や高齢者には無理のない社会参加と収入確保を可能とする仕組みを整備することは、健康格差や所得格差の影響を軽減する上で大切な視点です。いただいた御意見は、保健部や福祉部など、関連する担当部局へ共有させていただきます。</p> |
| 6 | <p>つくば市は研究学園都市として、多数の研究機関・大学・企業が集積している強みを生かし、第4期教育振興基本計画で示された探究・STEAM教育やSociety5.0人材育成のモデル地域となることを目指していただきたい。児童生徒の興味・関心が高い分野については、市内研究機関と連携した「発展的学習」「高度な探究活動」「ラーケーション(学び+バケー</p>               | 1 件 | <p>つくば市は研究学園都市として、多数の研究機関・大学・企業が集積している強みを有しており、探究・STEAM教育やSociety5.0人材育成の推進において重要な役割を担えると認識しています。御指摘いただいたように、児童生徒の興味・関心に応じて、市内研究機関と連携した発展的学習や高度な探究活動の機会を体系的に整備することは、子どもたちがより</p>   |

|   |   |     |   |
|---|---|-----|---|
|   | <p>ション)」の機会を体系的に整備し、特に興味関心の高い子どもがより深く学べるような仕組みづくりをお願いしたい。</p>   |     | <p>深く学びを追究できる環境づくりにつながるものと考えます。いただいた御意見を参考に、教育環境の充実に努めていきます。</p> <p>なお、「ラーケーション」については、茨城県の取組として制度化されていますので、御活用ください。</p>   |
| 7 | <p>不登校児童生徒やヤングケアラー、発達特性のある子どもなど、多様なニーズを抱える子どもたちが、市内どこにいても学びから切り離されないよう、GIGA 端末やEラーニングを活かした「つくば型の多様な学び」の整備をお願いしたい。</p> <p>特異な才能のある児童生徒についても、市内研究機関や大学と連携した少人数オンライン講座やメンタープログラムなど、興味・関心を伸ばす仕組みを構築していただきたい。</p> <p>また、夜間中学や定時制・通信制等との連携強化により、学び直しのルートを途切らせないことも要望する。</p> | 1 件 | <p>不登校児童生徒やヤングケアラー、発達特性のある子どもなど、多様なニーズを抱える子どもが市内どこにいても学びから切り離されないようにすることは、教育の公平性を確保する上で重要な視点であると認識しています。</p> <p>いただいた御意見を参考に、今後の取組に反映していきます。</p>                      |
| 8 | <p>第4期教育振興基本計画では「多様な教育ニーズへの対応」や「障害者の生涯学習」「生涯学び活躍できる環境」が掲げられている。つくば市においても、高齢者や障害のある方、就労が途切れた方に対して、学びと就労支援を一体的に提供する仕組みを構築していただきたい。</p> <p>具体的には、市内の教育機関・研究機関が抱えるデータ整理・スキヤニング・入力業務などを、障害</p>   | 1 件 | <p>第4期教育振興基本計画に掲げる「多様な教育ニーズへの対応」「障害者の生涯学習」「生涯学び活躍できる環境」の理念を具体化するためには、学びと就労支援を一体的に提供する仕組みを整えることが重要であると認識しています。いただいた御意見は、参考にさせていただくとともに、福祉部など、関連する担当部局へ共有させていただきます。</p> |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    | 者優先調達推進法を活用して福祉的就労・就労継続支援事業所に発注し、Eラーニングによる基礎スキル研修と組み合わせることで、「学びながら働く」リスキリングの場とすることを提案する。  |     |   |
| 9  | つくば市は大学・研究機関・企業が集積した強みを活かし、リカレント教育・社会人教育のモデル都市を目指していただきたい。AI・DX・グリーン（脱炭素）・ヘルスケアなど成長分野に関する社会人向け講座や、求職者・子育て世代・シニアを対象としたEラーニングや夜間・週末講座を、公民館や図書館等の社会教育施設とも連携しながら体系的に整備していただければと思う。                | 1 件 | つくば市は大学・研究機関・企業が集積する強みを有しており、リカレント教育や社会人教育の推進において重要な役割を担えると認識しています。御指摘いただいたように、AI・DX・グリーン（脱炭素）・ヘルスケアなど成長分野に関する社会人向け講座や、求職者・子育て世代・シニアを対象としたEラーニングや夜間・週末講座を、図書館・その他公共施設等の施設と連携して体系的に整備することは、誰もが学び続けられる環境づくりにつながるものと考えます。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 10 | ウェルビーイングと生涯学習を両立させる観点から、公民館・図書館・博物館・科学館などの社会教育施設を、子どもから高齢者までが安心して集い学べる「つくば市版ウェルビーイング拠点」として位置づけていただきたい。学習支援だけでなく、居場所機能、相談機能、オンライン学習のサポート、世代間交流や多文化交流などを組み合わせることで、地域コミュニティの再生と孤立防止にもつなげられると考える。 | 1 件 | 図書館・その他公共施設等の施設で子どもから高齢者までが安心して集い学べることは、生涯学習の推進と地域コミュニティの再生に資する重要な視点であると認識しています。御指摘いただいたように、学習支援に加え、居場所機能や相談機能、オンライン学習のサポート、世代間交流や多文化交流を組み合わせることは、孤立防止や地域のつながり強化につながるものと考えます。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。  |
| 11 | 第4期つくば市教育振興基本計  | 1 件 | 第4期つくば市教育振興基本計  |

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
|    | <p>画（案）及び概要版（案）を拝見し、非常に充実した内容に感銘を受けた。一方で、全国学力テストの低下や不登校・いじめの増加、さらには教師による不祥事などが報じられており、社会の大きな変化や AI 時代への対応が求められる中で、文科省・茨城県・つくば市教育局が教育方針の転換を図っているように感じる。</p> <p>しかしながら、地域で子どもたちの教育に関わる人々やボランティアの声によれば、学校現場の教育は依然として旧来のままであり、「授業参観で驚いた」「昭和の時代そのまま」といった指摘が寄せられている。現場の教員や校長の問題なのか、教育カリキュラムと「つくばスタイル科」との連携不足なのか、あるいはさらに大きな構造的課題があるのか、改善の余地を感じている。</p> <p>なお、今回のパブリックコメント募集の趣旨とは直接合致しませんが、当方は新型コロナ感染症流行期から「地域とのコミュニケーション」を目的に「ふれあい通信」を月 2～3 回発行してきた。感染症法上の分類変更後も部数を減らしつつ継続しており、その中で教育や学校に関する記事を抜粋・整理したものを提出するので、地域住民の声やマスコミ報道をまとめたものとして、今後の参考としていただければ幸いである。</p> |     | <p>画（案）及び概要版（案）について、充実した内容との御評価をいただき、ありがとうございます。</p> <p>近年、社会環境の急速な変化や AI 技術の進展など、教育を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、本市では、つくば市教育大綱及び本計画に基づき、将来を見据えた教育施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。</p> <p>一方で、御指摘のとおり、教育施策の理念や方向性が学校現場に十分に浸透していないのではないかと御懸念については、真摯に受け止める必要があるものと認識しています。本計画に示す基本理念や施策の趣旨が、各学校の教育活動に適切に反映されるよう、引き続き周知や共有に努めていきます。</p> |
| 12 | 1 の 2 の 2 について<br>現在行われている「青い羽根」事業が本計画のどの施策に位置づ   | 1 件 | 本計画は、教育分野に関する施策の方向性を示すことを目的としています。つくばこどもの青い羽  |

|    |   |    |  |
|----|---|----|--|
|    | けられるのかが不明確である。事業の目的や内容に照らして、どの基本目標・方針・施策に含まれるのかを明示していただきたい。   |    | 根基金は、こども部が所管する事業であり、基金を活用した事業については、第2期つくば市こども未来プランに位置付けて推進しています。   |
| 13 | つくば市の小学校は中心部と周辺部で状況が異なる。基本計画に沿って一律に実施するのではなく、各校の実態を最も理解している校長先生に裁量権を与え、学校ごとの状況に応じた運営を可能にすることが大切だと考える。 | 1件 | 本計画は、つくば市における教育施策を推進するための基本的な方針を示すものであり、地域ごとの実情や学校規模、教育環境に違いがあることは認識しています。各学校においては、本計画の理念を踏まえつつ、各学校ごとのブランドデザインを策定し、それぞれの地域や学校の状況に応じた学校運営を行っています。今後も、本計画に基づく取組を進めながら、各学校の実情に応じた柔軟な運営が図られるよう取り組んでいきます。 |
| 14 | 学習チューター、スーパーバイザー、インタラクティブ、インクルーシブ、ミドルリーダー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、横文字が多い。一体何を意味するのかわかりにくい。         | 1件 | 本計画においては、国の制度や専門的な取組を示す中で、一定程度、専門用語や外来語を用いて記載しています。一方で、横文字が多く分かりにくいとの御指摘については、計画全体の読みやすさとのバランスを踏まえ、全ての用語に逐一注釈を付すことはしていませんが、重要な用語については本文中での説明や用語集等により、理解しやすくなるよう配慮しています。                              |
| 15 | 全体を通して。これまでの授業は「教え」が中心である。「学び」に変換するには、時間割や授業を抜本的に見直すための、調査・研究をつくば市として実施できるように検討すべき。                   | 1件 | これまでの授業が「教え」を中心として構成されてきたという課題認識については、本市としても共有しており、子どもが主体的に学ぶ「学び」への転換が重要であると考えています。本市では、教育大綱に掲げる3本柱の1つであ   |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | <p>る「教えから学びへ」の理念のもと、探究的な学習や対話を重視した授業改善に取り組んでおり、時間割や授業の在り方についても、学校現場の実践を踏まえながら見直しを進めています。こうした取組を通じて、子ども一人ひとりの学びを中心に据えた教育の実現を図っていきます。</p> |
|--|--|--|---|

■ 修正の内容

○ 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって について

| 修正前   | 修正後             |      |                 |      |      |      |          |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
|---|-----------------|------|-----------------|------|------|------|----------|------|------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|--|--|--|--|--|--|--|------|----------|--|----------|--|--|--|----------|--|----------|------|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|--|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|--|--|--|--|--|--|--|------|----------|--|----------|--|--|--|----------|--|----------|-----------------|--|-----------------|--|--|--|--|--|
| <p>P 3</p>  | <p>P 3</p>      |      |                 |      |      |      |          |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| <p>P 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>R 11</th> <th>R 12</th> </tr> <tr> <td></td> <td>2023</td> <td>2024</td> <td>2025</td> <td>2026</td> <td>2027</td> <td>2028</td> <td>2029</td> <td>2030</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つくば市未来構想</td> <td colspan="8">未来構想</td> </tr> <tr> <td>教育大綱</td> <td colspan="2">つくば市教育大綱</td> <td colspan="4">つくば市教育大綱</td> <td colspan="2">つくば市教育大綱</td> </tr> <tr> <td>教育振興基本計画</td> <td colspan="2">前期計画</td> <td colspan="6">第4期つくば市教育振興基本計画</td> </tr> </tbody> </table> | 年度              | R 5  | R 6             | R 7  | R 8  | R 9  | R 10     | R 11 | R 12 |  | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | つくば市未来構想 | 未来構想 |  |  |  |  |  |  |  | 教育大綱 | つくば市教育大綱 |  | つくば市教育大綱 |  |  |  | つくば市教育大綱 |  | 教育振興基本計画 | 前期計画 |  | 第4期つくば市教育振興基本計画 |  |  |  |  |  | <p>P 4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> <th>R 8</th> <th>R 9</th> <th>R 10</th> <th>R 11</th> <th>R 12</th> </tr> <tr> <td></td> <td>2023</td> <td>2024</td> <td>2025</td> <td>2026</td> <td>2027</td> <td>2028</td> <td>2029</td> <td>2030</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つくば市未来構想</td> <td colspan="8">未来構想</td> </tr> <tr> <td>教育大綱</td> <td colspan="2">つくば市教育大綱</td> <td colspan="4">つくば市教育大綱</td> <td colspan="2">つくば市教育大綱</td> </tr> <tr> <td>教育振興基本計画</td> <td colspan="2">第3期つくば市教育振興基本計画</td> <td colspan="6">第4期つくば市教育振興基本計画</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 | R 12 |  | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | つくば市未来構想 | 未来構想 |  |  |  |  |  |  |  | 教育大綱 | つくば市教育大綱 |  | つくば市教育大綱 |  |  |  | つくば市教育大綱 |  | 教育振興基本計画 | 第3期つくば市教育振興基本計画 |  | 第4期つくば市教育振興基本計画 |  |  |  |  |  |
| 年度  | R 5             | R 6  | R 7             | R 8  | R 9  | R 10 | R 11     | R 12 |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
|   | 2023            | 2024 | 2025            | 2026 | 2027 | 2028 | 2029     | 2030 |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| つくば市未来構想  | 未来構想            |      |                 |      |      |      |          |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| 教育大綱  | つくば市教育大綱        |      | つくば市教育大綱        |      |      |      | つくば市教育大綱 |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| 教育振興基本計画  | 前期計画            |      | 第4期つくば市教育振興基本計画 |      |      |      |          |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| 年度  | R 5             | R 6  | R 7             | R 8  | R 9  | R 10 | R 11     | R 12 |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
|   | 2023            | 2024 | 2025            | 2026 | 2027 | 2028 | 2029     | 2030 |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| つくば市未来構想  | 未来構想            |      |                 |      |      |      |          |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| 教育大綱  | つくば市教育大綱        |      | つくば市教育大綱        |      |      |      | つくば市教育大綱 |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |
| 教育振興基本計画  | 第3期つくば市教育振興基本計画 |      | 第4期つくば市教育振興基本計画 |      |      |      |          |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |      |  |                 |  |  |  |  |  |  |    |     |     |     |     |     |      |      |      |  |      |      |      |      |      |      |      |      |          |      |  |  |  |  |  |  |  |      |          |  |          |  |  |  |          |  |          |                 |  |                 |  |  |  |  |  |

○ 第2章 つくばが目指す教育 について

| 修正前        | 修正後               |
|------------|-------------------|
| <p>P 5</p> | <p>P 5<br/>削除</p> |

○ 第3章 施策の展開 基本目標1 について

| 修正前                           | 修正後  |
|-------------------------------|--|
| <p>P10<br/>「つくば 21 世紀型能力」</p> | <p>P10<br/>「つくば 21 世紀型能力※」<br/>※つくば 21 世紀型能力：次世代を担う<br/>児童生徒に身に付けさせたい力とし</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <u>て、「21世紀型能力」を基盤として、つくば市の目指す資質・能力を整理・構築したもの</u>   |
| P11<br>イエナプラン教育  | P11<br>イエナプラン教育※<br><u>※イエナプラン教育:ドイツで始まりオランダで発展した、子ども一人ひとりを尊重しながら「自律」と「共生」を学ぶことを目的とした教育理念。</u>   |
| P13<br>幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、 <u>幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を指針として</u>   | P13<br>幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、 <u>幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、幼児期の育ちの方向を示すものとして共有します。その上で、子ども一人ひとりの発達を尊重しながら幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。</u> |
| P15<br>国籍や人種、言語、性差・性別、 <u>性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず</u>  | P15<br>国籍や人種、言語、性差・性別・ <u>性自認</u> ・性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず   |
| P16<br><u>また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。</u>  | P16<br>削除  |
| P18<br>不登校児童生徒が安心して通える居場所 <u>を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置したハートフルSルームを市内全ての小中義務教育学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度</u> | P18<br>不登校児童生徒が安心して通える居場所 <u>や多様な学習環境を確保し、個に応じた様々な支援を行うため、専任職員を配置したハートフルSルームを市内全ての小中義務教育学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援事業者及び利用者への支援を行</u>   |



が大切にしたいと思っていること」のアイコンマークを付しました。

2 P11、P17～19、P23、P25、P28、P31～32、P38、P40～41、P43 に、写真を挿入しました。

3 P52 以降に、参考資料として以下を追加しました。

(1) 計画策定体制・策定の経緯

(2) 第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会設置要項

(3) 第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(4) 小中学生を対象としたアンケート調査の結果

4 その他、記載内容に変更のない範囲で誤記や表現等を修正しました。